

多摩地域コース・プラザ(仮称)整備等事業

入札公告関係書類に関する質問への回答(第1回)

平成14年12月6日

東京都

質問回答等により、契約書等の文言を一部修正します。その内容については、後日改めて東京都教育委員会ホームページ(<http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/buka/shogai/yusu.htm>)で公表いたします。

No	質問項目		該当箇所				該当項目	質問	回答
	対象案	タイトル	頁	番号等					
001	業務要求水準書	施設設計及び改修業務要求水準	5	第3			その他	施設改修において、土地(地中障害物、土壌汚染等)及び建物(構造欠損、中性化等)に潜在している問題が発見された場合、そのリスク分担についてお考えを教示ください。	契約書案第11条にあるように、都から提供された情報等から合理的に推測できなかった瑕疵担保責任は東京都が負うこととなります。そのほか本施設の主要構造部(壁、柱、床及びはり)の瑕疵により事業者に損害が生じた場合、東京都がこれを補償します。
002	業務要求水準書	施設設計及び改修業務要求水準	5	第3				施設改修において、竣工後の関連法規の改正等により既存不適格(構造基準等)となることが確認された場合、現行法規への対応の是非を確認させてください。	計画通知が昭和62年、工事完了検査が平成元年であり、構造基準については現行法規に適合していると考えています。
003	業務要求水準書	現況施設の概要	6	第3	2	(2)	現況施設の概要	現況施設の建築確認取得年月日および、竣工年月日をご教示されたい。	計画通知は昭和62年10月1日、竣工年月日は昭和63年12月26日です。
004	業務要求水準書	現況施設の概要	6	第3	2	(2)	既存施設の建物・設備等に関する情報(別冊1 P.12)	業務要求水6P(2)現況施設の概要イ設備(ア)電気設備 C電話設備 電子交換機(日立CX256MS)1基(増設あり)とありますが、別冊1既存施設の建物・設備等に関する情報12P A. 建物・設備の現況 2. 主要設備一覧 1. 電気設備 1-4. 電話設備 電子交換機(日立CX256MS)と記述があります。1基増設があるのでしょうか?又仕様をご指示下さい。	御指摘の通り増設しており、増設分についても同一機種(日立CX256MS)です。
005	業務要求水準書	建築物及び設備に関する事項:規模	8	第3	3	(1)		8P(1)床面積は、原則として現状施設の14,016㎡を上限とする。とありますが、8P(2)イ バリアフリーに配慮し、エレベーター・斜路を設ける場所によっては面積の増加が予想される。1P(4)ウ 野外施設の想定においても野外炊さん場・トイレ・倉庫の新設に伴い、面積の増加が予想される。又野外炊さん場・トイレ・倉庫の申請は都市計画法の開発行為として考えてよろしいですか	業務要求水準書P.8、3(1)にあるとおり、既存建物の改修による床面積の増加は可能です。 都市計画法の開発行為については、 建築物が適法である。 事業敷地に変更がない。 用途が教育施設である。 建築物の規模が建ぺい率・容積率の範囲内で現建築物の1.5倍以下である。 という条件の下であれば、都市計画法上の許可は必要ないという方向で、関係部署と調整しており、近日中に確定する予定です。したがって野外炊さん場・トイレ・倉庫等の要求水準書に想定している施設等については、都市計画法上の許可の必要はない見込みです。
006	業務要求水準書	文化・学習施設	9	第3	4	(2)イ	文化・学習施設最低水準	想定施設(工芸室、音楽・演劇室、会議・研修室)以外の施設も自由に設けてよろしいでしょうか。	想定施設以外の施設を自由に設けることは可能です(業務要求水準書 P.9、4(1)ア 参照)。

No	質問項目		該当箇所				該当項目	質問	回答
	対象案	タイトル	頁	番号等					
007	業務要求水準書	スポーツ施設	11	第3	4	(3)ウ	各施設の機能及び性能に関する事項	第1～3体育室について、「想定している仕様等」は現状の仕様となっておりますが、他の施設と同様にあくまで都の参考イメージであり、仕様変更の提案することは可能でしょうか。	仕様変更の提案は可能です。
008	業務要求水準書	野外活動施設	12	第3	4	(4)ウ		野外炊さん場の所の20ヶ所程度とありますが、かまどが20ヶ所ということでしょうか？炊さん場が20箇所ということなのでしょうか？	かまどの数が20ヶ所程度ということです。ただし、これは、あくまで都のひとつのイメージです。事業者は需要動向や自らの運営方法を勘案し、適切な施設を提案してください。
009	業務要求水準書	宿泊施設	13	第3	4	(5)ウ	宿泊施設施設の想定	宿泊室の想定仕様は記載されていますが、利用者の想定仕方によってはユニットバスを設置しなくても構いませんか。(明示されている仕様を必ず遵守しなければなりません。)	宿泊室の想定仕様はあくまで東京都のイメージですので、必ずしも遵守する必要はありません。事業者の判断に任せます。
010	業務要求水準書	宿泊施設	13	第3	4	(5)ウ	宿泊施設施設の想定	宿泊室の団体タイプについて、4～6人室で和洋の2タイプ及び10人室で構成する、とありますが、学校や青少年団体の班別人数は8人タイプが多く、上記タイプのほか、たとえば、8人タイプの部屋を設定するなど、都が想定されているタイプ以外の仕様を設置することは可能でしょうか？	あくまで都のイメージですので、都が想定しているタイプ以外の仕様とすることは可能です。事業者の判断で提案してください。
011	業務要求水準書	一般公開施設(ユース・スクエア)	14	第3	4	(6)		ユース・スクエアの受け付け体制は需要に応じて兼務スタッフが対応してよいのでしょうか？それとも、平日で「来訪者がほとんど見込まれない時間帯であっても社会教育主事の有資格者がいつも待機していなければならないのでしょうか？それとも責任者としてのみいればよいのでしょうか？	社会教育主事の有資格者は、ユース・スクエアをはじめとしたユース・プラザにかかわる社会教育的業務を効果的に遂行するためのスタッフとして、常に専門的な視点からユース・プラザの各種事業をコーディネートしてもらうことを期待しています。したがって、社会教育主事の有資格者を配置する時間は、必ずしもユース・プラザ開館中のすべてである必要はありません。上記の趣旨と利用者のニーズ等を勘案し、事業者が設定してください。
012	業務要求水準書	対象者	20	第4	2	(1)ア	施設提供業務	対象者は特に制限しない、とありますが、他道府県の利用者も対象となると解してよろしいでしょうか。	そのとおりです。
013	業務要求水準書	対象者	20	第4	2	(1)ア	施設提供業務	対象者は特に制限はしない、とありますが、外国人の利用者も対象となると解してよろしいでしょうか。	そのとおりです。
014	業務要求水準書	開館日	20	第4	2	(1)イ	施設提供業務開館日	原則として通年開館、とありますが、年末年始も開館すると解してよろしいでしょうか。	そのとおりです。

No	質問項目		該当箇所				該当項目	質問	回答
	対象案	タイトル	頁	番号等					
015	業務要求水準書	利用料金体系	21	第4	2	(2)イ	運營業務要求水準 利用料金体系	ここでいう利用料金は、地方自治法244条の2(公の施設の設置、管理及び廃止)第4項にいう利用料金として条例事項ですか。契約書案42条1項では、施設利用料金の設定は事業者が行うと規定されていますが、42条2項では施設利用料金のうち基本利用料金の変更には都との協議が必要とされています。施設利用料金を事業者の判断で変更するのに、手続的・時間的にどれくらいかかると見込んでおく必要があるのが質問の趣旨です。	ここでいう利用料金は、地方自治法にいう条例事項ではありません。したがって、基本利用料金の変更には都議会の承認は必要ありませんが、都との協議を要します。都としては、極力短時間で協議を進めるつもりです。なお、基本料金以外の料金設定(割引等)は、事業者の判断で随時変更することが可能です。
016	業務要求水準書	利用料金体系	21	第4	2	(2)イ	利用料金体系	利用料金等については、都の条例、規則等により定められるのでしょうか。	本件施設は公の施設ではないので、利用料金等が条例で定められることはありません。
017	業務要求水準書	利用料金体系	22	第4	2	(2)イ(ウ)		繁忙期に価格を上げる事も可能でしょうか？	業務要求水準書P.22「(ウ)割増料金の設定」は、主たる対象者以外の料金であり、基本料金に対して事業者が自由に設定するものです。したがって、繁閑等に応じて差を設けることも可能です。なお、主たる対象者の料金については、基本料金の範囲内であれば、繁閑等による差を設けることは可能ですが、基本料金額自体の変更は、都との協議が必要です(契約書案 第42条参照)。
018	業務要求水準書	受付方法の設定	23	第4	2	(2)ウ(ア)b	受付方法の設定	インターネットによる受付は区部と同じフォーマットが望ましいのでしょうか？	特に同じである必要はないと考えます。
019	業務要求水準書	料金の徴収方法	24	第4	2	(2)エ	運營業務要求水準 料金の徴収方法	利用料金の徴収については、地方自治法243条(私人の公金取扱いの制限)の適用はないものと理解してよろしいですか。	利用料金については、事業者の収入になるので公金とはなりません。
020	業務要求水準書	保育室	27	第4	2	(3)オ(ウ)b	保育室	保育室の利用は、施設を利用する団体の責任において利用するものとありますが、室利用料等の徴収は可能でしょうか。	保育室は、子育て支援のための環境整備の観点から、多様な利用者の活動機会を保障するための付随的な施設(スペース)として設置・提供するものであり、それ自体に対価の発生する貸出対象とは想定していません。保育室の機能を拡充して、特別なサービス(保育士等の配置等)を提供する場合等には、その対価を徴収することもあり得ると考えますが、原則は無料であると考えています。
021	業務要求水準書	飲食等の提供	27	第4	2	(3)カ(イ)	飲食等の提供	再調理場だけのことでなく、野外炊さん場にも関連しますが、利用者の持ち込みによる事故が発生しないよう一切の持ちこみ禁止が可能でしょうか？	関連する法令等を遵守しながら、利用者の利便性に配慮して事業者が判断してください。

No	質問項目		該当箇所				該当項目	質問	回答
	対象案	タイトル	頁	番号等					
022	業務要求水準書	営業及び広報活動	32	第4	6		その他の業務	営業(閑散期の集客等)や広報活動において、専門の代理店等の外部業者に業務委託する場合、利用者側ではなく事業者側から報酬を支払うことになると思われますが、その場合の報酬についてもサービス購入料の対象と考えてよろしいでしょうか。	サービス購入料と利用料金収入の中で賄っていただきます。
023	業務要求水準書	現況施設の概要	32	第4	6	(1)エ	その他の業務 その他	利用者確保を行ううえで、現行の都立青年の家の利用者データなどを提供していただくことは可能でしょうか。	青年の家の利用状況等については、本回答の別紙1に示したとおりです。なお、利用者の個人情報にかかわるデータは提供することができません。
024	業務要求水準書	周辺諸施設等との連携	33	第4	6	(3)	周辺施設等との連携	掲げられている各施設との連携については、各々の先方に事前に本情報が行き渡っていると考えてよろしいでしょうか。	事前に本情報が行き渡っていると考えて結構です。
025	業務要求水準書	企業協賛金の獲得等	33	第4	6	(4)ア	企業協賛金の獲得等	「協賛金の負担者に対して～」とありますが、施設内各所に協賛社の広告等を設置することは可能でしょうか。	当該箇所は、主に個別の事業案内チラシ等への掲載を想定したものです。 施設内の広告等の設置も可能ですが、その際は場所、内容等については、社会通念や施設の性格等を考慮して設置していただくことが望ましいと考えます。
026	業務要求水準書	修繕業務	35	第5	1	(2)	計画修繕	「運営開始後20年間の施設運営継続が可能となる」計画修繕とは、具体的な例を挙げるとどのようなことでしょうか。例えば、15年目に起こり得る機器の更新を見積もりに入れて置くという事でしょうか。	20年目までを視野に入れ、その間なるべく大規模修繕の必要がないような計画修繕の考え方が必要となります。その上で、事業者が提案する計画修繕プランは、事業期間である10年間について示してください。また、提案に11年目以降の修繕費を見込む必要はありません。
027	業務要求水準書	修繕業務	35	第5	1		維持管理業務 要求水準 修繕業務	運営、維持管理期間中の緊急を要する修繕について、事後承諾が許可される具体的な範囲を示していただきたい。	利用者に危害が及ぶなど緊急を要する場合を想定しています。
028	業務要求水準書	施設名称について	39	第6	1		その他 施設名称について	(SPCを設立しない場合) 都との直接契約者である事業者が、都と協議のうえ集客の向上等を図るために施設名称を事業者名(例:「ユース・プラザ」等)にすることはネーミングライトにあたらぬと考えてもよろしいでしょうか。	お考えの通りです。ただし、具体的な名称の決定に当たっては、都との協議が必要です。
029	業務要求水準書	施設名称について	39	第6	1	(2)	その他 施設名称について	ネーミングライト販売における、命名の範囲に制限があるのででしょうか。 (ダイレクトに企業名をつけても良いのか)	落札者決定後、協議させていただきます。

No	質問項目		該当箇所				該当項目	質問	回答
	対象案	タイトル	頁	番号等					
030	業務要求水準書	施設名称について	39	第6	1	(2)	その他施設名称について	ネーミングライト販売において、収入割合の按分指数を具体的に示していただきたい。	5割程度と考えています。
031	業務要求水準書	備品等の整備、更新	40	第6	4		備品などの整備、更新	備品類をリースして事業終了時に無償譲渡することは可能でしょうか。	備品類を東京都に無償譲渡することは可能ですが、リース契約の継承については協議させていただきます。中途解除の場合、都の買取りが確保されるようにすることが必要です(契約書案第65条第2項参照)。
032	業務要求水準書	民間提案事業等の実施	41	第6	7	(2)イ(ウ)	その他	民間提案事業会計と多摩地域コース・プラザ本体事業会計との分離の要求内容は、入札説明書13頁(5(4)ア(イ))において落札者がSPCを設立しない場合に要求される本件事業会計と落札者の他事業会計との分離と同じと理解してよいですか。特に、多摩地域コース・プラザ本体事業に関して、事業者負担の増加費用が発生している場合に、民間提案事業会計から多摩地域コース・プラザ本体事業会計に対して資金を流用することも認められませんか。	民間提案事業会計と多摩地域コース・プラザ本体事業会計との分離の要求内容は、本件事業会計と落札者の他事業会計との分離と同じと理解してください。また、民間提案事業会計から多摩地域コース・プラザ本体事業会計に対して資金を流用することは認められますが、反対に多摩地域コース・プラザ本体事業会計から民間提案事業会計に対して資金を流用することは認められません。
033	業務要求水準書	民間提案事業等の実施	41	第6	7			「民間提案事業」において、新規に建物を建設した場合の建設代金は、サービス料Bに含めることが可能でしょうか？あるいは、民間単独事業として考えるべきでしょうか？	「民間提案事業」において、新規に建物を建設した場合の建設代金は、サービス購入料Bに含めることはできません。民間単独事業として考えてください。
034	業務要求水準書	多摩地域コース・プラザ面積参考書	44	別紙1				畑 800㎡とありますが、現在高校に畑はありますか？	現在高校に畑はありません。
035	業務要求水準書	基本料金体系の上限額	48	別紙3	3		野外活動施設	キャンプファイヤー場の利用は無料とありますが、「薪」等の消耗品の供給は有料として宜しいでしょうか。都の考えをお示ください。	事業者の判断で設定してください。
036	業務要求水準書	現況施設の概要	別冊1 p.15	A	5			改修履歴にある補修工事の詳細をご教示ください。	資料が膨大なため、現地見学の際に開示します。必要があれば希望者に有料で配布します。
037	業務要求水準書	入札の手続	別冊1 (表紙)				その他	現地見学の際に有償で受領可能とされている竣工図には、平面詳細図・断面詳細図・構造図・構造計算書・設備図等が含まれますでしょうか。含まれない場合は、これらを開示していただきたい。特に構造図・構造計算書については改修工事を計画する上で必須と考えられます。	記載された図書はすべて含まれています。

No	質問項目		該当箇所			該当項目	質問	回答	
	対象案	タイトル	頁	番号等					
038	契約書案	事業者	1				前文	SPCを設立しない場合の「事業者」は、代表企業を指すという理解でよろしいでしょうか。	SPCを設立しない場合、入札参加者が単独の時には代表(当該)企業、入札参加者が複数の構成員からなる場合には当該構成員が構成する共同企業体を指します。
039	契約書案	(本件事業の概要)	2	第1章	第5条			「本件事業は、本件施設の設計…」とされていますが、現在八王子高陵高校正門脇に掲出されている「建築計画のお知らせ」看板には、設計者として㈱ゼロ建築都市研究所と記載されています。当該設計者の業務内容と、事業者による提案内容の関係はどのように関係付けられますか。	㈱ゼロ建築都市研究所は、学校から社会教育施設への用途変更手続業務を行っており、事業者の提案とは関係ありません。当該設計者は、本事業のアドバイザー-契約を締結している三菱総合研究所から技術アドバイザーとして委託され業務を行っています。
040	契約書案	(事業者の資金調達)	2	第1章	第6条	2項		「財政上、金融上の支援」とは、具体的にどのような支援なのかご教示ください。また、支援者として誰が想定されますか。東京都も協力していただけますか。	現段階では、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資(無利子融資、低利融資)等が想定されます。都も必要に応じて協力します。
041	契約書案	(民間提案事業)	3	第1章	第7条	3項		民間提案事業会計と多摩地域コース・プラザ本体事業会計との分離の要求内容は、入札説明書13頁(5(4)ア(イ))において落札者がSPCを設立しない場合に要求される本件事業会計と落札者の他事業会計との分離と同じと理解してよいですか。特に、多摩地域コース・プラザ本体事業に関して、事業者負担の増加費用が発生している場合に、民間提案事業会計から多摩地域コース・プラザ本体事業会計に対して資金を流用することも認められませんか。民間提案事業は、文化・学習施設、スポーツ施設、野外活動施設、宿泊施設の4施設以外の、別個独立の施設の設計・建設・維持管理・運営を伴う事業であってもよろしいでしょうか。	民間提案事業会計と多摩地域コース・プラザ本体事業会計との分離の要求内容は、本件事業会計と落札者の他事業会計との分離と同じと理解してください。また、民間提案事業会計から多摩地域コース・プラザ本体事業会計に対して資金を流用することは認められますが、反対に多摩地域コース・プラザ本体事業会計から民間提案事業会計に対して資金を流用することは認められません。民間提案事業は、本体事業(文化・学習施設、スポーツ施設、野外活動施設、宿泊施設等)とは別に、事業者の任意で、独立した別個の事業として計画・実施するものです。したがって、御指摘の4施設以外の事業が可能です。
042	契約書案	(本件施設及び本件土地の利用目的)	3	第2章	第8条		本件施設及び本件土地の利用目的	本件事業の効用を高める目的のもので都が認めるものは、本件土地を第三者に譲渡若しくは賃貸することが可能であると読めますが、その際の賃料収入等は民間事業者の収入と考えてよろしいでしょうか。	都が本件事業の効用を高めるもの又は公共性を有するものとして認めた場合は、事業者は本件施設及び本件土地を第三者に賃貸することはできません。賃貸した場合の賃料収入は、民間事業者の収入となります。
043	契約書案	(本件施設及び本件土地の使用貸借)	3	第2章	第9条	1項		該当箇所に「事業が終了した時点で、本施設及び本件土地を継続してしようすることに支障がない状態で、都に返還するものとする。」という記述がありますが、具体的な基準があればご教示下さい。	具体的な基準は、契約書案P.20(第59条第1項及び第2項)及び契約書案別紙13によります。

No	質問項目		該当箇所			該当項目	質問	回答
	対象案	タイトル	頁	番号等				
044	契約書案		3	第2章	第9条	2項	使用貸借契約には、同契約期間中、都が本件施設及び本件土地を第三者に譲渡、賃貸しない旨の条項の追加が必要です。(使用貸借に基づく権原は第三者に対抗できないことから、本件事業に関して事業者に融資を行なう銀行団向けに、本件事業の安定性・継続性を説明するために必要です。)	都は、使用貸借期間中は、本件施設及び本件土地を第三者に対し譲渡、賃貸しません。また、法律に認められる場合以外、都が一方的に使用貸借契約を解除することはありません。なお、平成15年3月末までに都の使用貸借の規定を改正し、事業期間中の更新が不要となるようにする予定です。
045	契約書案	(本件施設及び本件土地の使用貸借)	3	第2章	第9条	3項	備品を「貸し渡す」という表現と「譲渡された」という表現がありますが、「譲渡された」という表現は誤りであるという認識でよろしいでしょうか。	「譲渡された」が正しく、備品を「貸し渡す」は誤りであり、契約書の文言を修正します。
046	契約書案	(本件施設及び本件土地の使用貸借)	3	第2章	第9条	3項	無償貸借の対象となる備品については、使用貸借期間中は、事業期間終了時までと考えてよろしいでしょうか。	備品は貸借ではなく譲渡します。本項の文言の備品を「貸し渡す」は誤りです。正しくは、備品を「譲渡する」であり、契約書の文言を修正します。
047	契約書案	(本件施設及び本件土地の使用貸借)(使用貸借の取消し等)	3	第2章	第9条 10条	3項 4項	9条3項2文中、「都から無償で譲渡された備品」とあるのは、「都から無償で貸し渡された備品」の誤記でしょうか。	契約書案第9条第3項前段に、「都が作成した備品台帳に記載された備品を、事業者に対して無償で貸し渡す」とあるのは、「都が作成した備品台帳に記載された備品を、事業者に対し無償で譲渡する」の誤記です。第10条4項に誤りはありません。
048	契約書案	(使用貸借の取消し等)	3	第2章	10条	1項	本件施設及び本件土地の使用貸借の不更新の場合がありうることを前提にした規定振りですが、事業期間中に使用貸借契約が更新されずに終了してしまうリスクの要素がもしあれば、その内容を教えて下さい。	使用貸借契約を更新しないことは、原則として想定していません。 なお、平成15年3月末までに都の使用貸借の規定を改正し、事業期間中の更新が不要となるようにする予定です。
049	契約書案	(使用貸借の取消し等)	3	第2章	10条	1項	使用貸借の「取消し」と規定されていますが、契約の取消しは制限能力者や詐欺・強迫等により瑕疵ある意思表示を行った者の保護のためのものです。本条の文脈では、「取消し」よりは「解除」の方が適切ではありませんか。	法令上の用語としては「解除」となります。落札者が決定した後、文言について調整します。
050	契約書案	(使用貸借の取消し等)	3	第2章	10条	1項	本件施設および本件土地の使用貸借が取り消されるのは、具体的にどのような場合でしょうか。	本件施設及び本件土地の使用貸借が取り消される具体的な内容は特に想定していません。基本的に本契約が解除されない限り取り消されないと考えてください。
051	契約書案	(使用貸借の取消し等)	3	第2章	10条	2項	「事業者は都による支払いの方法を選択できる」とはどのような意味でしょうか。	契約書案第10条第2項にあるように、「均等分割払」又は「支払時点までの利息を付した一括払」のいずれかを選択できるという意味です。

No	質問項目		該当箇所			該当項目	質問	回答
	対象案	タイトル	頁	番号等				
052	契約書案	(使用貸借の取消し等)	4	第2章	10条	5項	本条項による補償は、10条1項による本契約の終了につき、都の責めに帰すべき事由がある場合だけでなく、不可抗力の場合のいずれにも適用があると解釈して良いですか。また、都の損害賠償請求権を規定した10条7項との均衡上、都の責めに帰すべき事由による本契約の終了の場合には、事業者が本件事業の実施により得られていたはずの利益(逸失利益)を含む損害賠償を請求することができることを、本条項に明記して下さい。	本条項における補償は、契約書案第10条第1項による本契約の終了につき、その原因を限定するものではありません。また、都の責めに帰すべき事由による本契約の終了の場合には、事業者が本件事業の実施により得られていたはずの利益(逸失利益)を含む損害賠償を請求することができる旨を、本条第5項文末に追記します。
053	契約書案		4	第2章	10条	6項	「本件施設の改修費相当額の100分の10に相当する違約金」、「本件施設の工事費残存額相当額の合計額の100分の10に相当する違約金」ほか各種違約金の支払い規定がありますが、ここでいう改修費相当額等には金利は含まれないと考えてよろしいでしょうか。	金利は建設期間中の金利のみが含まれます。
054	契約書案		4	第2章	10条	6項	「本件施設の改修費相当額の合計額の100分の10に相当する違約金」の、合計額とは何を指すのかご教示願います。	契約書案別紙1の9、23をご覧ください。
055	契約書案	(使用貸借の取消し等) (本件施設の完了確認通知の受領後の解除の効果)	423	第2章 第7章	10条 65条	6 1	第10条6に事業者の責めに帰すべき事由による使用貸借の取り消しの場合のペナルティ、第65条1に事業者の責めに帰すべき事由による契約の解除の場合のペナルティが各々記載されていますが、これらの関係についてご教示下さい。事業者の責めに帰すべき事由により使用貸借取り消しとなり契約解除となった場合の事業者が支払う違約金はどのようになりますか。10/100でしょうか、10/100+10/100=20/100でしょうか。	御質問の場合、10/100となります。違約金を2重に徴収することはありません。
056	契約書案	(本件施設及び本件土地の瑕疵担保責任)	5	第2章	11条	2項	既存建物の瑕疵について「合理的に推測できる瑕疵の改修は、事業者の責任」となっていますが、見方及び判断によってコストが大きく変わってくると思います。例えば、既存建物の瑕疵については、コスト評価の対象外とするとか、都のほうで瑕疵を列挙するとかの方策が図れないものでしょうか。	御意見として承りますが、契約書案の文言のとおりとします。なお、本条第5項で、本件施設の主要構造部の瑕疵により事業者に損害が生じた場合、これを補償する旨、明記しております。
057	契約書案	(本件施設及び本件土地の瑕疵担保責任)	5	第2章	11条	3項	都は事業者が被った損害又は増加費用を、「合理的な範囲で」事業者に対して補償するとありますが、実際に被った損害及び増加費用は全額補償されると考えてよろしいでしょうか。	必ずしも全額補償されるものではなく、契約書案の文言の通り、不合理なものについては、補償しません。

No	質問項目		該当箇所				該当項目	質問	回答
	対象案	タイトル	頁	番号等					
058	契約書案	(本件施設及び本件土地の瑕疵担保責任)	5	第2章	11条	4項		この項目の意味するところは、合理的に推測できなかった瑕疵でも、運営開始後丸1年以降に主要構造部以外の瑕疵により損害が発生した場合は、事業者の責任で修補しなければならないということでしょうか。	お考えのとおりです。
059	契約書案	(本件施設及び本件土地の瑕疵担保責任)	5	第2章	11条			本件施設又は本件土地の瑕疵が、「前記情報等」から合理的に推測できる状況であったか否かを検証するために、「前記情報等」の内容のうち「現場確認の機会」のように書面化されていない情報を確定し相互に書面により確認しておく必要があります。そのような手続を経なければ、「前記情報等」から合理的に推測できる状況か否かの検証が困難となり、この規定はリスク分担規定として機能しないおそれがあります。	御意見として承りますが、「現場確認で得られた情報」を書面にするのは困難であり、契約書案の文言のままとします。
060	契約書案		5	第2章	11条	4項		瑕疵担保責任の除斥期間の起算点が、事業者が瑕疵を発見した時からではなく運営開始時からである点において、本条項は瑕疵担保責任の一部免責特約としての効力を有しています。したがって、民法572条の趣旨を類推して、本条項に次の但書を追加してください。 「但し、都が知って事業者に告げなかった事実については、瑕疵担保責任の請求期間は、事業者がその事実を知った時から1年間とする。」	御意見として承りますが、契約書案の文言のままとします。
061	契約書案		5	第2章	11条	5項		「第2項による場合のほか」は、「第3項による場合のほか」の誤記でしょうか。	お考えのとおりですので、契約書の文言を修正します。
062	契約書案	(本件施設の設計)	5	第3章	12条	2項		実施方針別紙1のリスク分担表により、測量調査に関して都が負担するとされているリスクに関する規定が現在の規定振りでは抜け落ちています。リスク分担表の内容に沿った都のリスク負担を条文に反映させるため、次の但書を追加して下さい。 「但し、都が行った測量調査の不備、誤り等により生じた設計上の誤り及び設計変更から発生する増加費用は、都が負担する。」	今回、測量調査は実施しませんでしたので、契約書案には規定しませんでした。
063	契約書案	(本件施設及び本件土地の瑕疵担保責任)	5	第2章	11条			「本件施設及び本件土地の瑕疵担保責任」第11条に「前記情報等」とありますが、これまでに提示された情報と、現地見学会での情報で全てと考えて宜しいでしょうか？	「これまでに」というのは、「入札までに」という趣旨です。

No	質問項目		該当箇所				該当項目	質問	回答
	対象案	タイトル	頁	番号等					
064	契約書案	(本件施設の設計)	5	第3章	12条	2項		「事業者は、本件施設の設計に関する一切の責任を負う」旨が記されていますが、現在、東京都より(株)ゼロ建築都市研究所に依頼されている事項に対しても、事業者が責任を負うことになりますか。もし、その場合には当該事項についての詳細をご教示ください。	事業者が責任を負うことはありません。
065	契約書案		6	第3章	13条	4項		13条2項で事業者側事由に起因する設計変更に係る増加費用のみが事業者負担と規定されていることと、本条項の現在の規定振りは矛盾しています。13条2項との整合性をとるため、設計変更が、都の責に帰すべき事由による場合及び実施方針別紙1リスク分担表に記載されている都が負担するものとされているリスクに起因する場合には、事業者は費用負担しないことを規定するため、本条項2行目の「事業者に追加的な費用が発生したときは、」の直後に次の文言を追加して下さい。 「当該変更が事業者側の事由に起因する場合に限り、」	お考えのとおりですので、趣旨を明らかにするため、契約書案に文言を追記します。
066	契約書案	(本件施設の改修に関する許認可及び届出等)	8	第4条	19条			「都が申請する必要が生じた場合、都が必要な措置を講ずるものとする」とありますが、申請に伴い申請手数料等の実費が発生した場合、入札金額とは別に、民間事業者が立替払いし、都が速やかに精算支払するものと考えてよろしいでしょうか。	申請に伴う資料作成は民間事業者に行っていただきます。申請は都が直接行います。申請に伴う費用が発生した場合は、直接都が支払います。
067	契約書案	(改修場所の管理)	8	第4章	20条			本条項の冒頭に、次の文言を追加してください。 「都から引渡しを受けた後の」	お考えのとおりですので、契約書案に文言を追記します。
068	契約書案	(本件施設の改修等に伴う近隣対策等)	8	第4章	21条			本件施設に対し、東京都は耐震調査を実施していますか。また、実施していれば、その結果もあわせてご教示ください。	耐震調査は行っていません。

No	質問項目		該当箇所			該当項目	質問	回答
	対象案	タイトル	頁	番号等				
069	契約書案	(本件施設の改修等に伴う近隣対策等)	9	第4章	22条		八王子高陵高校の閉校および多摩地域ユースプラザの開設に至る件についての、地元等への説明実績および被説明者からの意見・質問の要旨をご教示ください。また、近隣等からの反対が激しく、多摩地域ユースプラザの建築および運営が困難となるに至った場合の措置についても、ご教示ください。	八王子高陵高校の閉校については、都立高校改革推進計画に基づき、八王子高陵高校と館高校との発展的統合により設置する八王子地区単位制高校についての説明に合わせ、PTA等への説明会(平成11年7月、8月、平成12年2月)を実施しています。また、ユース・プラザについては、基本構想について近隣の町会等役員に対して(平成12年6月)、PFIによる建設について周辺住民の方々に対して(平成14年8月)、それぞれ八王子高陵高校を会場に実施しています。これらの説明会では、「地域の活性化につながるよう」、「隣接する運動施設等との連携を」、「地元の人も使えるように」、「改修時の工事車両の通行等の安全・騒音等に配慮を」、「改めて事業者からの説明会の実施を」等の意見や要望が出されました。近隣等からの反対で建築・運営が困難となる場合の措置については、その原因や状況によって対応が異なるため、一概に示すことはできませんが、最終的には都の責任となります(契約書案第38条第2項)。
070	契約書案	(履行保証等)	9	第4章	23条	履行保証等	事業者が建設工事保険及び履行保証保険を付保又はこれと同等の保証契約などが承認するものを締結するとありますが、工事施工者が保険を付保することは当然に承認されるという認識でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
071	契約書案		9	第4章	23条	2項	建設工事保険及び履行保証保険は、事業者ではなく請負人(17条2項)が保険契約者かつ被保険者となるものを請負人から徴求して都に提出することでもよいですか。また、履行保証保険や保証契約のほか、例えば、それらに代わる担保となる有価証券等の提供による等の代替的方法によることも可能でしょうか。	建設工事保険についてはお考えのとおりですが、履行保証保険については被保険者は事業者としてください。また、東京都契約事務規則第41条に基づき、有価証券等を担保とすることが可能です。
072	契約書案	(都による説明要求及び建設現場立会い等)	9	第4章	24条	4項	検査又は試験への都の立会いは、都の費用負担で行われることを明記してください。	お考えのとおりですので、趣旨を明確にするため、契約書案に文言を追記します。
073	契約書案		10	第4章	25条	3項	完了検査への都の立会いは、都の費用負担で行われることを明記してください。	お考えの通りですので、趣旨を明確にするため、契約書案に文言を追記します。

No	質問項目		該当箇所			該当項目	質問	回答	
	対象案	タイトル	頁	番号等					
074	契約書案	(完了検査)	10	第4章	25条	5項	本条項が定める出資者による完工保証と、23条1項の定める履行保証保険又は保証契約とで、行使の順序はどのようになりますか。本条項の出資者の完工保証は、いつまでに締結する必要がありますか。	前段につきましては、履行保証は契約解除の場合のみ発動されるので、事実上は完工保証(第25条第5項)履行保証(第23条第2項)の順に成ると考えられます。後段につきましては、契約の締結後速やかに締結する必要があります。	
075	契約書案	(完了検査)	10	第4章	25条	5項	本条項の定める保証は、落札者がSPCを設立しないで都と直接に事業契約を締結する場合には不要と考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。	
076	契約書案		11	第4章	27条	3項	試稼働が求められた場合、どれくらいの試稼働期間を想定したらよろしいでしょうか。	具体的な日数及び内容は、都と事業者の協議によって決定します。	
077	契約書案	(都による本件施設の運営体制確認等)	11	第4章	27条	3項	運営又は維持管理体制に対する都の判断に対し、事業者が意見を述べた場合は、是正するか否かは都及び事業者の協議により決定されると考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。	
078	契約書案	(都による利用受付体制等の確認)	11	第4章	28条	2項	運営体制に対する都の判断に対し、事業者が意見を述べた場合は、是正するか否かは都及び事業者の協議により決定されるものと考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。	
079	契約書案	(瑕疵担保)	12	第4章	30条	2項	都の瑕疵担保責任期間は運営開始時から1年間(11条4項)であるのに対して、事業者の瑕疵担保責任期間は運営開始時から2年間(30条2項)と長めに規定されています。このように、都に有利で事業者に不利な形で瑕疵担保責任を不均衡に規定した理由を教えてください。	契約書案第11条第5項に、都は第2項による場合のほか、事業期間中、本件施設の主要構造部の瑕疵により事業者の損害が生じた場合、これを補償するとしているため、事業者の瑕疵担保期間は2年と定めたものです。	
080	契約書案	(瑕疵担保)(本件施設の完了確認通知の受領後の解除の効果)	1223	第4章	30条	64条	7章	上記の2条項が意味するものは、改修工事をした部分は、運営開始後2年と事業終了後の1年に瑕疵担保責任を持つということでしょうか。	お考えのとおりですが、瑕疵担保責任を根拠とする損害賠償請求権の権利行使期間の経過後も、事業期間中は業務要求水準を満たすことは必要です。
081	契約書案	(建設工事中に事業者が第三者に及ぼした損害)	13	第4章	34条		但書	例えば、本件施設の設置・保存の瑕疵に起因して第三者に損害が発生した場合等、都が最終的に所有者としての土地工作物責任(民法717条1項但書)を負担すべきような場合は、都が第三者に対して損害を賠償するものと考えてよろしいでしょうか。	お考えの通りですが、都は、本件施設の設置・保存の瑕疵において事業者に帰責事由があるときは、事業者に対して求償することができます。

No	質問項目		該当箇所				該当項目	質問	回答
	対象案	タイトル	頁	番号等					
082	契約書案	(許認可及び届出等)	14	第5章	37条	1項		「都が申請する必要がある場合、都が必要な措置を講ずるものとする」とありますが、申請に伴い申請手数料等の実費が発生した場合、入札金額とは別に、民間事業者が立替払いし、都が速やかに精算支払いすると考えてよろしいでしょうか。	申請に伴う資料作成は、民間事業者に行っていただきます。申請は、都が直接行います。申請に伴う費用が発生した場合は、直接都が支払います。
083	契約書案	(本件施設の運営)	14	第5章	39条	2項		39条2項に基づき実施することができる各種の事業とは、7条に定める民間提案事業と同じとの理解でよろしいでしょうか。	契約書案第39条第2項に規定される事業は、業務要求水準書P.41の7(1)の「本件施設を活用した事業(文化・スポーツ教室等)」に当たります。これに対して、契約書案第7条に定める民間提案事業は、業務要求水準書P.41の7(2)「新たな施設・設備等を設けて行う事業(民間提案事業)」に該当します。
084	契約書案	(施設利用料金の設定及び変更)	15	第5章	42条	2項		本条の定める施設利用料金は、地方自治法244条の2(公の施設の設置、管理及び廃止)第4項にいう利用料金として条例事項ですか。42条1項では、施設利用料金の設定は事業者が行うと規定されていますが、42条2項では施設利用料金のうち基本利用料金の変更には都との協議が必要とされています。施設利用料金を事業者の判断で変更するのに、手続的・時間的にどれくらいかかると見込んでおく必要があるのかが質問の趣旨です。	ここでいう利用料金は、地方自治法にいう条例事項ではありません。したがって、基本利用料金の変更には都議会の承認は必要ありませんが、都との協議を要します。都としては、極力短時間で協議を進めるつもりです。なお、基本料金以外の料金設定(割引等)は、事業者の判断で随時変更することが可能です。
085	契約書案	(本件施設の運営にかかる第三者の使用)	16	第5章	44条	3項		「あらかじめ」とは、いつの時点をさすかご教示ください。	事業者が第三者に委託する前まで、を指します。
086	契約書案	(本件施設の維持管理にかかる第三者の使用)	17	第5章	49条	3項		「あらかじめ」とは、いつの時点をさすかご教示ください。	事業者が第三者に委託する前まで、を指します。
087	契約書案	(都の監査)	18	第5章	51条			都の監査にかかる費用は、都が負担することを明記して下さい。	お考えのとおりですので、趣旨を明確化するため、契約書案に文言を追記します。
088	契約書案	(利用者モニタリングの実施)	18	第5章	52条			利用者モニタリングへの都の立会いにかかる費用は、都が負担することを明記して下さい。	お考えのとおりですので、趣旨を明確化するため、契約書案に文言を追記します。

No	質問項目		該当箇所				該当項目	質問	回答
	対象案	タイトル	頁	番号等					
089	契約書案	(サービス購入料の減額)	19	第5章	56条	3項		実施方針別紙1リスク分担表によれば本件事業の全段階を通じて不可抗力リスクは、都が主分担・事業者が従分担とされています。不可抗力により営業日に本件施設の営業を行うことができない場合は、56条3項但書の「合理的な理由」に該当し、かつサービス購入料の減額は行われないものとの認識でよいですか。万一、不可抗力の場合でもサービス購入料の減額が行われる場合がありうるとしたら、どのような場合を想定すればよろしいのでしょうか。	不可抗力による場合の減額としては、危険負担による減額があり得ます。すなわち、事業者が事業契約上の義務履行を免れたとき、それによって支出を免れた費用は、サービス購入料から減額することとします。これについては、契約書案第74条第3項に規定されています。
090	契約書案	(第三者に及ぼした損害等)	20	第5章	58条	1項	但書	例えば、本件施設の設置・保存の瑕疵に起因して第三者に損害が発生した場合等、都が最終的に所有者としての土地工作物責任(民法717条1項但書)を負担すべきような場合は、都が第三者に対して損害を賠償するものと考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりですが、都は、本件施設の設置・保存の瑕疵において事業者に帰責事由があるときは、事業者に対して求償することができます。
091	契約書案	(第三者に及ぼした損害等)	20	第5章	58条	2項	別紙5	58条2項により要求されている付保期間は、「本件施設を都に返還するまでの間」です。別紙5に記載された4種類の保険のうち普通火災保険以外の3種類の保険について、付保期間の末日が「本件施設の都に対する譲渡日」となっているのは、「本件施設の都に対する返還日」の誤記でしょうか。	お考えのとおりですので、契約書案の文言を修正します。
092	契約書案	(本件施設及び本件土地の返還)	20	第6章	59条	5項		実施方針別紙1リスク分担表によれば本件事業の全段階を通じて不可抗力リスクは、都が主分担・事業者が従分担とされています。不可抗力事由により本件施設が損壊したために本契約が解除された場合、事業者は、本件施設および本件土地を継続して利用することができる状態にまで自らの費用で復旧する責任を負わず、契約終了時点での現状有姿で都に対して返還すれば良いと理解してよいですか。もしこの理解でよければ、不可抗力事由により本件施設の状態が別紙13の水準を満たさない場合にも、59条5項但書の適用があるようにして明記して下さい。	お考えのとおりですが、契約書案の文言のままとします。

No	質問項目		該当箇所				該当項目	質問	回答
	対象案	タイトル	頁	番号等					
093	契約書案	(本件施設及び本件土地の返還)	21	第6章	59条	7項	本文	59条7項により事業者が都に無償譲渡する備品と、10条4項本文後段により事業者が都に無償譲渡する備品の範囲は同一でしょうか。(つまり、59条7項により事業者が都に無償譲渡する備品は、備品台帳に記載された備品であって簿価が計上されていない備品に限られると理解して良いですか。63条2項、65条2項、68条1項、69条1項ではこのことが明記されているのですが、59条7項本文の規定振りが63条2項、65条2項、68条1項、69条1項と異なるのは、何か意味があるのでしょうか。)	簿価の計上にかかわらず、備品台帳に記載された備品は、都に無償譲渡してください。
094	契約書案	(本件施設及び本件土地の返還)	21	第6章	59条	7項	但書	「備品台帳」の定義(別紙1-20)によれば、39条2項に規定される事業(=民間提案事業)のみに必要な備品が、備品台帳に記載されない本件施設の備品に該当することになります。したがって、59条7項但書に規定された「備品台帳に記載されていない本件施設の備品」とは、民間提案事業の実施のみに必要な備品と一致するものと理解してよろしいでしょうか。	契約書案第39条第2項に規定される事業は、業務要求水準書P.41の7(1)の「本件施設を活用した事業(文化・スポーツ教室等)」に当たります。これに対して、民間提案事業は、同(2)「新たな施設・設備を設けて行う事業(民間提案事業)」に該当します。したがって、契約書案別紙1-20の「備品台帳」に記載されていない備品とは、民間提案事業とは関係なく、本件施設を活用して事業者が任意で行う事業のみに専ら使用する備品ということになります。民間提案事業の実施のみに必要な備品は、別途事業者が管理してください。
095	契約書案	(本件施設の完了確認通知の受領前の解除の効果)	22	第7章	63条	1項		本事業契約が解除された場合には、本件施設及び本件土地に関する使用貸借契約も10条1項により終了するものと思います。63条1項に定める違約金を事業者が支払った場合には、10条6項に定める違約金を重ねて支払う義務はないと理解してよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。違約金を2重に徴収することはありません。
096	契約書案	(本件施設の完了確認通知の受領前の解除の効果)	22	第7章	63条	1項		民間提案事業が、文化・学習施設、スポーツ施設、野外活動施設、宿泊施設の4施設以外の、別個独立の施設(「民間提案事業用施設」)の設計・建設・維持管理・運営を伴う事業であっても良いとした場合、違約金の算定基準となる「本件施設の改修工事費」には、民間提案事業用施設の設計・建設に係る費用は含まれないことを念のためご確認下さい。	お考えのとおりですし、都の買取りの対象にもなりません。

No	質問項目		該当箇所				該当項目	質問	回答
	対象案	タイトル	頁	第○章	○条	○項			
097	契約書案	(本件施設の完了確認通知の受領前の解除の効果)	23	第7章	63条	2項	但書	「備品台帳」の定義(別紙1-20)によれば、39条2項に規定される事業(=民間提案事業)のみに必要な備品が、備品台帳に記載されない本件施設の備品に該当することになります。したがって、63条2項但書に規定された「備品台帳に記載されていない本件施設の備品」とは、民間提案事業の実施のみに必要な備品と一致するものと理解してよろしいでしょうか。	契約書案第39条第2項に規定される事業は、業務要求水準書P.41の7(1)の「本件施設を活用した事業(文化・スポーツ教室等)」に当たります。これに対して、民間提案事業は、同(2)「新たな施設・設備を設けて行う事業(民間提案事業)」に該当します。したがって、別紙1-20の「備品台帳に記載されていない備品」とは、民間提案事業とは関係なく、本件施設を活用して事業者が任意で行う事業のみに専ら使用する備品ということになります。
098	契約書案	(瑕疵担保責任)	23	第7章	64条	3項		落札者がSPCを設立しないで直接与都と本事業契約を締結する場合には、本条項の規定する保証契約の締結は不要なと考えてよろしいでしょうか。	お考えの通りです。
099	契約書案	(本件施設の完了確認通知の受領後の解除の効果)	23	第7章	65条	1項		本事業契約が解除された場合には、本件施設及び本件土地に関する使用貸借契約も10条1項により終了するものと思います。65条1項に定める違約金を事業者が支払った場合には、10条6項に定める違約金を重ねて支払う義務はないと理解してよろしいでしょうか。	お考えの通りです。違約金を2重に徴収することはありません。
100	契約書案	(本件施設の完了確認通知の受領後の解除の効果)	24	第7章	65条	2項	但書	「備品台帳」の定義(別紙1-20)によれば、39条2項に規定される事業(=民間提案事業)のみに必要な備品が、備品台帳に記載されない本件施設の備品に該当することになります。したがって、65条2項但書に規定された「備品台帳に記載されていない本件施設の備品」とは、民間提案事業の実施のみに必要な備品と一致するものと理解してよろしいでしょうか。	契約書案第39条第2項に規定される事業は、業務要求水準書P.41の7(1)の「本件施設を活用した事業(文化・スポーツ教室等)」に当たります。これに対して、民間提案事業は同(2)「新たな施設・設備を設けて行う事業(民間提案事業)」に該当します。したがって、契約書案別紙1-20の「備品台帳」に記載されていない備品とは、民間提案事業とは関係なく、本件施設を活用して事業者が任意で行う事業のみに専ら使用する備品ということになります。
101	契約書案	(本件施設の完了確認通知の受領前の都の債務不履行による解除の効果)	24	第7章	68条	1項		59条7項、63条2項、65条2項、69条1項には、「ただし、都は、備品台帳に記載されていない本件施設の備品を、都と事業者の間で別途合意する金額で買い取ることができる」旨の但書が付いているのに、68条1項についてだけ、同旨の但書が付いていない理由を教えてください。	契約書案第68条第1項についても、同旨のただし書を追記します。

No	質問項目		該当箇所				該当項目	質問	回答
	対象案	タイトル	頁	番号等					
102	契約書案	(本件施設の完了確認通知の受領前の都の債務不履行による解除の効果)	25	第7章	68条	3項		都の債務不履行の場合ですので、事業者は、本件事業の実施により得られていたはずの利益(逸失利益)を含む損害の賠償を請求することができると考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
103	契約書案	(本件施設の完了確認通知の受領後の都の債務不履行による解除の効果)	25	第7章	69条	1項	但書	「備品台帳」の定義(別紙1-20)によれば、39条2項に規定される事業(=民間提案事業)のみに必要な備品が、備品台帳に記載されない本件施設の備品に該当することになります。したがって、69条1項但書に規定された「備品台帳に記載されていない本件施設の備品」とは、民間提案事業の実施のみに必要な備品と一致するものと理解してよろしいでしょうか。	契約書案第39条第2項に規定される事業は、業務要求水準書P.41の7(1)の「本件施設を活用した事業(文化・スポーツ教室等)」に当たります。これに対して、民間提案事業は、同(2)「新たな施設・設備を設けて行う事業(民間提案事業)」に該当します。したがって、別紙1-20の「備品台帳」に記載されていない備品とは、民間提案事業とは関係なく、本件施設を活用して事業者が任意で行う事業のみに専ら使用する備品ということになります。
104	契約書案	(本件施設の完了確認通知の受領後の都の債務不履行による解除の効果)	25	第7章	69条	2項		都の債務不履行の場合ですので、事業者は、本件事業の実施により得られていたはずの利益(逸失利益)を含む損害の賠償を請求することができると考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
105	契約書案	(契約の終了)	28	第9章	75条	2項		「第68条(ただし、第4項を除く。)の規定を準用する」とありますが、もともと68条に4項はありません。	「第4項を除く。」を「第3項を除く。」に修正します。
106	契約書案	協議会	28	第10章			協議会の設置	協議会の開催・運営に要する費用は都と事業者のどちらが負担する应考虑ばよろしいでしょうか。	都と事業者とは、各自の費用をそれぞれ負担することになります。
107	契約書案	協議会	28	第10章			協議会	「協議会」の運営費(事務費、連絡費等)について、都と事業者の費用負担比率について具体的にお示しください。	都と事業者とは、各自の費用をそれぞれ負担することになります。

No	質問項目		該当箇所				該当項目	質問	回答
	対象案	タイトル	頁	第11章	番号等	番号等			
108	契約書案	(財務書類の提出)	30	第11章	85条	2項		落札後、東京都と事業者の協議で分別会計方法について大きな認識のずれが生じないようにするため、東京都が事業者に求める会計分離方法を具体的に提示(指針等)していただけないか。	会計分離の具体的方法については、落札者決定後、事業者と都の協議により詳細を定める予定ですが、基本的には事業者は、当該事業を他の既存事業と区分して、一般に公正妥当と認められた企業会計の基準に基づき会計処理を行うこととし、定期的に部門別損益計算書、部門別貸借対照表、部門別資金繰表(キャッシュフロー計算書)等を都に対して提出することなどを予定しております。また、必要と認められる場合、上記財務諸表について公認会計士等による監査の実施を求めることも想定しています。
109	契約書案	(財務書類の提出)	30	第11章	85条	2項		落札後、会計分離方法について東京都と事業者の協議が不調に終わった場合、その解決策として事業者が全額出資する別会社(SPC等)を設立せざるを得ないと考えますが、これは容認されると考えてよろしいでしょうか。	応札条件の変更を伴うことから、認められません。
110	契約書案	(事業者に対する制約)	30	第11章	87条	1項		この条文の趣旨からいうと、株式、新株予約券付社債のほか、新株予約権の対第三者発行も制限されるのではないのでしょうか。	お考えのとおりですが、その趣旨は、「また」以降で明らかになっていると考えます。
111	契約書案	(ネーミング・ライト)	31	第11章	90条	1項		本契約締結後の本件施設の名称決定権は、事業者にあると解釈してよろしいですか。そのことにより、多摩地域コース・プラザ(仮称)の正式名称は、事業者が独自に自由(事業者の企業名を付すなど)に決定してよいと解釈しても構いませんか。	施設名称については、業務要求水準書第6-1にあるように、落札後に運営主体となる事業者と都の協議により決定します。
112	契約書案	(共同企業体の債務)	31	第11章	91条			落札者がSPCを設立した場合には、本条は削除して良いのではないのでしょうか。	お考えのとおりです。
113	契約書案	定義	33	別紙1	9		工事費残存額	定義規定中、「改修工事の工事費」相当額とあるのは、「本件施設の改修工事費」(この用語は定義されていません)相当額とした方が正確ではないのでしょうか。	お考えのとおりですので、契約書の文言を修正します。
114	契約書案	定義	33	別紙1			定義	9番「工事費残存額」、23番「本件施設の改修工事費」の定義がありますが、P4「本件施設の改修費相当額」及び「工事費残存額相当額」との意味するところの違いをご教示願います。	同じ意味です。
115	契約書案	事業者が付保すべき保険	39	別紙5	2 3		施設賠償責任 保険 生産物賠償責任 保険	保険を付保する期間に「本件施設の都に対する譲渡日」とありますが、本件施設の都に対する「返還日」の誤りでしょうか？	お考えのとおりですので、契約書案の文言を修正します。なお、「4 傷害保険」についても修正します。

No	質問項目		該当箇所			該当項目	質問	回答
	対象案	タイトル	頁	番号等				
116	契約書案	事業者が付保すべき保険	39	別紙5			施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、傷害保険の各付保期間の末日が、「本件施設の都に対する譲渡日」となっているのは、「本件施設の都に対する返還日」の誤記でしょうか。	お考えのとおりですので、契約書の文言を修正します。
117	契約書案	不可抗力による損害金分担規定	42	別紙7			第1項、第2項の各但書で、「事業者が不可抗力により受領した保険金額」には、施設賠償責任保険及び傷害保険により受領した保険金額を含まないことを明記して下さい。これらの保険は、事業者の対第三者責任の発生を保険事故とする保険であって、その保険金相当額は、実際に損害を被った第三者に対して支払われるので、事業者の損害を填補するものではないことが、その理由です。	お考えのとおりですので、契約書案の文言を修正します。
118	契約書案	不可抗力による損害金分担規定	42	別紙7			実施方針別紙1リスク分担表によれば本件事業の全段階を通じて不可抗力リスクは、都が主分担・事業者が従分担とされています。このことに関連して、不可抗力リスクに関する事業者の従分担は、別紙7により事業者が負担することと規定されている不可抗力リスクの限度での負担であると考えてよろしいでしょうか。	契約書案別紙だけでなく、契約書案全体をご覧ください。
119	契約書案	サービス購入料の構成・改定方法等	46	別紙10			1(1)表の「サービス購入料B」に関して、開業後に整備する備品購入費は「サービス購入料A」に分類されると考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
120	契約書案	サービス購入料の構成・改定方法等	48	別紙10	3	(2)a A サービス購入料の改定方法 サービス購入料 注記	注記の「物件的な費用」の中に「計画修繕費等」が含まれておりますが、これは誤りでしょうか。(サービス購入量Cに該当するのでは?)	御指摘のとおりですので、契約書案を修正します。

No	質問項目		該当箇所			該当項目	質問	回答
	対象案	タイトル	頁	番号等				
121	入札説明書他	事業の概要	2				事業の概要 本件敷地の用途地域が第1種低層住居専用地域(市街化調整区域)となっており、特例許可が必要かと思われ ますが、ユースプラザの許可申請をした際の計画施設 内容や許可の理由についてご明示いただきたい。	多摩地域コース・プラザ(仮称)として活用するに当たり、 八王子市から「体験学習宿泊施設」として用途変更の許 可を受けています。 計画施設としては、活動室1,057㎡、宿泊室2,240㎡等延 べ面積14934.13㎡として申請しています。宿泊施設の面 積がこの規模を超えると、再度許可申請が必要になる 可能性があります。 許可の理由は、あくまで体験学習宿泊施設であり、宿泊 そのものを目的とする施設ではなく、建築基準法第48条 第1項ただし書にいう「第一種低層住居専用地域におけ る良好な住居の環境を害するおそれがない」ものである からです。 ただし、上記の計画施設の面積に近いことが審査上、有 利になることはありません。
122	入札説明書他	対象となる公共施設等の名称及び概要	2	2	(2)		概要 2P(2)概要 用途地域 第1種低層住居専用地域とあり ますが、現在の用途は高校なので建築基準法上適法 ですが、ユース・プラザは旅館業法に当たる施設として 申請は建築基準法上の第1種低層住居専用地域用途 制限に対し不適法となる恐れはないのでしょうか。又申 請の際の申請用途をお示ください。 建築基準法上第1種低層住居専用地域には絶対高 10m/12mとありますが、用途変更後も地位の継承が可 能と考えて宜しいですか。又現行最大高さ19.8mまでは 許可済みと考えて宜しいですか。	多摩地域コース・プラザ(仮称)として活用するに当たり、 八王子市から「体験学習宿泊施設」として用途変更の許 可を受けています。 また、最高高さは、16.10m(塔屋部分は20.80m)で許可 を受けています。 民間提案事業等による新たな用途の追加や高さの増加 等がある場合には、改めて許可申請が必要です。
123	入札説明書他	事業方式:施設の運営	2	2	(4)	イ(イ)	事業方式 施設運営 運営・維持管理を行う職員は、都として何名を想定され ているのでしょうか。	事業者の創意による自由な提案を阻害する恐れがある ので、都の詳細な想定を具体的に示すことは適当では ないと考えます。事業者が提案する施設内容・運営方法 等に応じて、適切な職員数を設定してください。
124	入札説明書他	事業方式:施設利用者の利用料金等収入	3	2	(4)	ウ(イ)	施設利用者の 利用料金等収入 ここでいう利用料金は、地方自治法244条の2(公の施 設の設置、管理及び廃止)第4項にいう利用料金として 条例事項ですか。契約書案42条1項では、施設利用料 金の設定は事業者が行うと規定されていますが、42条 2項では施設利用料金のうち基本利用料金の変更には 都との協議が必要とされています。施設利用料金を事 業者の判断で変更するのに、手続的・時間的にどれく らいかかると見込んでおく必要があるのか質問の趣 旨です。	ここでいう利用料金は、地方自治法にいう条例事項では ありません。したがって、基本利用料金の変更には都議 会の承認は必要ありませんが、都との協議を要します。 都としては、極力短時間で協議を進めるつもりです。 なお、基本料金以外の料金設定(割引等)は、事業者の 判断で随時変更することが可能です。

No	質問項目		該当箇所				該当項目	質問	回答
	対象案	タイトル	頁	番号等					
125	入札説明書他	事業の概要	3				事業の概要	民間提案事業の計画により、特例許可の再取得が必要となり本事業が遅延するリスクは、民間事業者側の負担ということでしょうか。	お考えのとおりです。
126	入札説明書他	事業方式:選定事業者の収入	3				選定事業者の収入	その他収入として、企業協賛金、ネーミングライト販売による収入があげられていますが、提案段階ではこれら収入を想定し収支計画提案書(様式48)に織り込む必要はないと考えてよろしいでしょうか。	織り込む必要はありません。
127	入札説明書他	事業方式:選定事業者の収入	3	2	(4)	ウ(ウ)	事業方式	「ネーミングライト販売の収入」については区部コースプラザ(仮称)の場合、都と事業者の協議に定める一定割合を5割程度と考えておられますが、多摩地域コースプラザ(仮称)の場合、どれくらいの割合で按分されるのか、具体的にお示ください。	5割程度と考えています。
128	入札説明書他	事業期間	3	2	(5)		事業の概要 事業期間	運営、維持管理期間の継続協議において、継続可能と判断される指標を示していただきたい。	その時の社会状況、周辺環境の変化、野外活動等をめぐる利用者のニーズの変化等により判断することが適当であり、現時点では示すことができません。
129	入札説明書他	事業期間	3	2	(5)		事業の概要 事業期間	土地建物の賃借期間の更新手続きについて、事業期間終了後更に事業期間が延長した場合には、更新手続きが必要か示していただきたい。	事業期間終了後に、事業者が引き続き本件施設の運営業務の受託を受ける場合には、契約形態によっては、新たに使用貸借契約を締結することもあります。
130	入札説明書他	遵守すべき法令	4	(6)				計画通知による申請と考えて、よろしいですか。	現在、関係機関等と調整中であるため、入札公告関係資料に対する質問回答(第2回)の回答の中で明らかにする予定です。
131	入札説明書他	改修業務を担当する者の要件	5	3	(1)	イ	改修業務を担当する者の要件	ここで言う「改修業務を担当する者」の定義は、建設工事において直接SPCまたは、単独代表企業と契約を締結するもの、または建設JVの構成員でよろしいでしょうか。また、設計企業や備品の調達を行う業者もこの定義に入るのでしょうか。	御質問の前段については、お考えのとおりです。設計企業や備品の調達を行う業者はこの定義に入りません。
132	入札説明書他	入札参加者の要件	5	3			入札参加に関する条件等	「入札参加企業又は入札参加グループの構成員は、この入札に参加する他の入札参加企業又は入札参加グループの構成員となることはできない。」とありますが、構成員以外の関係者・業務の委託先たる者は、複数の入札参加企業(又はグループ)の関係者・業務の委託先となることができると考えてよろしいでしょうか。	構成員以外の関係者・業務の委託先たる者は、複数の入札参加企業(又はグループ)の関係者・業務の委託先となることができます。ただし、改修業務を担当する者については、制限がありますので御注意ください。

No	質問項目		該当箇所				該当項目	質問	回答
	対象案	タイトル	頁	番号等					
133	入札説明書他	改修業務を担当する者の要件	5	3	(1)	イ(I)		「一の入札参加者のもとで改修業務を担当する者は、他の入札参加者のもとで改修業務を担当することはできない。」という記載がありますが、同入札説明書 P.2 からP.3記載の「施設の運営」、「施設の維持管理」、「その他」を担当する者は入札参加企業又は入札参加グループの構成員とならない限りにおいて他の入札参加者のもとで各々の業務を担当できるという解釈、具体的にはこれらの業務を担当する者は複数の応募者の協力企業としての参画が可能と解釈されますがこの理解でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
134	入札説明書他	本件事業の予定総額	8	4	(1)		本件事業の予定総額	ここにあります予定総額の内訳表の最上段(金額3,316百万円)は、サービス購入料のAに相当するものと思いますが、ここには「利用料金収入は差し引く」との記述があります。他方、契約書の別紙10や提案書の様式47-1を見ると、今回の入札価格の一部となりますサービス購入料のAには、「利用料金」は含まれていない様に思われますが、入札価格の計算には「利用料金は含まれない」でよろしいでしょうか。もし、そうであれば予定総額の額(入札の失格上限額)は、今の値より増加すると考えてよろしいでしょうか。	内訳表は、サービス購入料の内訳に則して都が直接実施した場合の都の負担額を示したものです。経費から収入を差し引いたものが都の負担額となるため、表においては「利用料金は差し引く」との注記をつけました。一方、契約書案別紙10や様式47-1は、事業者の収入見込み分を差し引いた結果としてのサービス購入料を表現するものです。予定総額は、都の負担額(サービス購入料)を示したものであり、利用料金収入を勘案した結果であるため、予定総額が今の値より増加することはありません。
135	入札説明書他	本件事業の予定総額	8	4	(1)		内訳表について	説明会当日のご説明では、サービス提供に要する経費3,316百万円には基本的な運営費の全てを含んでおり、利用料収入は運営サイドに帰するとのことでしたが、【利用料は差し引く】とあります。この場合、利用料収入があったらその分、予定されるサービス購入料が減額されるようにも受け取れるのですが、どのように理解すればよろしいでしょうか？	内訳表の数字は、都の直接実施を想定した場合の経費から、都が想定する利用料金収入を差し引いたものです。すなわち、提案に当たっては、事業者の想定する経費に対して、事業者が見込む利用料金収入分を差し引いた上で、サービス購入料を計算・提示する、という意味です。契約により確定したサービス購入料は、運営開始後の利用料金収入の多少に連動して減額又は増額されることはありません。
136	入札説明書他	本件事業の予定総額	8	4	(1)		内訳表について	3,316百万円は現在価値ベースと考え、物価変動はそれに上乗せされるとみてよいのでしょうか？	3,316百万円は、現在価値ベースではありません。また、この額は都が直接実施した場合の参考額にすぎず、事業者の提案額とは関係ありません。物価変動があった場合には、事業者提案のサービス購入料に対して、契約書案別紙10に基づいて改定します。

No	質問項目		該当箇所			該当項目	質問	回答
	対象案	タイトル	頁	番号等				
137	入札説明書他	本件事業の予定総額	8	4			入札額について 内訳表の中で継続的なサービス提供に要する経費については「利用料金収入は差し引く」とありますが、例えばある稼働率を想定した上で収入に比例する経費分を差し引くという意味でしょうか。	内訳表の数字は既に差し引いた数字であり、都の直接実施を想定した場合の経費から、都が想定する利用料金収入を差し引いたものです。すなわち、提案に当たっては、事業者の想定する経費に対して、事業者が見込む利用料金収入分を差し引いた上で、サービス購入料を計算・提示する、という意味です。
138	入札説明書他	入札額	8	4			入札額について 民間提案事業により新設される建物工事費については、サービス購入料の対象となるのでしょうか。	対象にはなりません。
139	入札説明書他	入札額	8	4			入札額について 光熱水費の算出にあたり、本件と類似の施設など、参考となるデータがございましたら、ご教示ください。	適当なデータはありません。 なお、八王子高陵高校及び都青年の家等は施設の内容や規模等が異なるため、直接参考とはならないと考えます。
140	入札説明書他	入札額:金利	9	4	(2)	ウ(イ)	「入札提案時の基準金利は、平成14年9月2日とする」とされていますが、確認のために、具体的金利を提示していただけないでしょうか？	年1.116%です。
141	入札説明書他	入札スケジュール	10	5	(1)		配布図面 CAD図面及びデータ(DXF)及び別冊1「既存施設の建物・設備等に関する情報」以外の詳細図等の貸与或いは、閲覧等の予定はありますか。都の考えをお示し下さい。	現地見学の際に関連図書を開示します。必要があれば有償でお渡しする予定です。
142	入札説明書他	入札の手続	11	5	(2)	オ	質問回答書配布 入札説明書によれば、質問内容と質問回答については第1回、第2回とも公表されるものと理解されますが、応募予定者の希望によって質問内容、質問回答とも当該応募予定者のみに限定される非公開方式の質疑応答の一部採用についてご検討いただけますでしょうか。示された業務要求水準に従い提案の準備を進めていく過程において、応募予定者の提案内容に密接に関わる質問が生じるケースもあります。	透明性・公平性の確保の観点から、公開が原則であると考えます。 ただし、国の「PFI事業実施に関するガイドライン」(平成13年1月22日)にあるとおり、応募者の特殊な技術、ノウハウ等に係る質問・回答で、公表することにより、応募者の権利、競走上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものは公表しません。
143	入札説明書他	入札の手続:資格確認通知	11	5	(2)	キ	入札手続等 資格確認通知はいつ頃いただけるのでしょうか。	平成15年2月5日を予定しています。
144	入札説明書他	契約手続等:SPCの設立	12	5	(4)	ア(ア)	SPCの設立 入札参加グループがSPCを設立する場合に、代表企業はSPCの筆頭株主である必要がありますか。	代表企業が必ずしもSPCの筆頭株主である必要はありません。

No	質問項目		該当箇所				該当項目	質問	回答
	対象案	タイトル	頁	番号等					
145	入札説明書他	契約手続等: SPCの設立	12	5	(4)	ア(7)	SPCの設立	入札参加グループの構成員でない者がSPCの株主となることは差支えないと理解して良いですか。基本協定書(様式55)6条・別紙2(誓約書)では、そのような出資者の存在が予定されています。	お考えのとおりです。
146	入札説明書他	契約手続等: SPCの設立	12	5	(4)	ア(7)	SPCの設立	入札参加グループがSPCを設立する場合において、入札参加グループの構成員中に、寄附行為により営利法人(SPC)への出資を制限されている財団法人が含まれている場合には、その財団法人によるSPCへの出資義務を免除することは可能でしょうか。	構成員は必ず出資してください。
147	入札説明書他	契約手続等: SPCの設立	12	5	(4)	ア	SPCの設立	「SPCに対しては、グループの構成員は出資を行なうこと」とありますが、これは必須条件となるのでしょうか。例えばNPO法人、社会福祉法人等は出資を行なわなくともグループ構成員として参加することができることはできないでしょうか。	構成員の出資は必須条件です。
148	入札説明書他	契約手続等: SPCの設立	13	5	(4)	ア(イ)	SPCの設立	落札者がSPCを設立しない場合には、都との基本協定書(様式55)の締結は不要と理解してよろしいですか。特に、基本協定書6条、別紙1の出資者保証書は、落札者がSPCを設立しない場合には適用される余地のない事項のみが規定されており、出資者保証書の提出は不要と理解してよろしいですか。	お考えのとおりです。
149	入札説明書他	契約手続等: SPCの設立	13	5	(4)	ア(イ)	契約手続き等 SPCの設立	SPCを設立しない場合、東京都が考えている会計分離方法について具体的(留意点も含めて)にご教示ください。	会計分離の具体的方法については、落札者決定後、事業者と都との協議により詳細を定める予定ですが、基本的には事業者は、当該事業を他の既存事業と区分して、一般に公正妥当と認められた企業会計の基準に基づき会計処理を行うこととし、定期的に部門別損益計算書、部門別貸借対照表、部門別資金繰表(キャッシュフロー計算書)等を都に対して提出することなどを予定しております。また、必要と認められる場合、上記財務諸表について公認会計士等による監査の実施を求めることも想定しています。
150	入札説明書他	契約手続等: SPCの設立	13	5	(4)	ア(イ)	契約手続き等 SPCの設立	会計分離方法として、会計を外部機関に業務委託することは可能でしょうか。	可能です。ただし、その場合には、別途、外部機関としての適正性及び会計処理の適正性についての調査等を行う必要があります。

No	質問項目		該当箇所				該当項目	質問	回答
	対象案	タイトル	頁	番号等					
151	入札説明書他	契約手続等	13	5	(4)	オ	民間提案事業の契約	民間提案事業にかかる協定を、事業契約とは別に締結する理由をご教示ください。別個に締結する場合、民間提案事業にかかる協定案は、事業者側で準備するのでしょうか。	民間提案事業は、事業者の任意であることと、事前に提案内容が想定できないことから、適切な協定内容を事前に提示することが困難であり、また現実的でないため、別に協定を締結することとしました。協定案は、事業者側で準備してください。
152	入札説明書他	入札保証金、契約保証金	13	5	(5)		入札保証金、契約保証金	入札保証金や契約保証金の納付が免除されるのは、具体的にどのような場合かご教示ください。	入札参加者(単独又はグループ)若しくは改修業務を担当する者に、東京都の工事請負等競争入札参加有資格者として登録されている者が含まれている場合には、入札保証金を免ずる方針です。契約保証金についても同様です。
153	入札説明書他	入札保証金	13	5	(5)	ア	その他入札保証金	入札保証金はいつの時点で返金していただけますか。	落札者決定後、直ちに返還します。
154	入札説明書他	契約保証金	13	5	(5)	イ	その他入札保証金	契約保証金は、事業終了時まで返金していただけないのですか。	契約期間満了後、返還します。
155	入札説明書他	契約保証金	13	5	(5)	イ	その他入札保証金	契約保証金の納付方法について提案があります。「契約締結時点では、事業開始前であるため保証金を開業経費相当の100分の10以上、そして運営開始時までに契約金額の100分の10以上を納付すること」と協議することは可能でしょうか。	認められません。東京都契約事務規則第40条で、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならないと定められています。
156	入札説明書他	入札時提出書類:民間提案事業提案書	17	6	(2)	(イ)		民間提案事業は、例えばプール運営事業等の施設整備(改修)を伴う事業も可能と判断して宜しいでしょうか。その場合は、本事業終了時(10年後)において、提案事業施設の取扱いは原状回復等の処置を求められるか、都の判断をお示し下さい。	民間提案事業については、原則として事業期間終了時には事業者の費用において撤去(原状回復)していただくこととなりますが、都との協議により都が買い取ることもあり得と考えています。
157	入札説明書他	入札時提出書類の提出方法:会社名等がわかる表記の禁止	18	7	(5)	ウ	入札時提出書類の提出方法	提案書の表記方法として、入札参加者名(構成員名を含む)がわかる記述を避ける、とありますが、たとえば、社会教育事業をある団体に委託する場合など、それによって、入札参加者名が推察されるような団体であれば、記述を避けないといけないのでしょうか。	様式44については、具体的企業名が確定している場合には記載してください。
158	入札説明書他	提出書類	様式集					枚数の指定がない様式は、“枚数に制限がない”と解してよろしいでしょうか。	結構です。ただし、なるべく簡潔に記述して下さい。

No	質問項目		該当箇所			該当項目	質問	回答
	対象案	タイトル	頁	番号等				
159	入札説明書他	提出書類	様式集				需要動向調査等の添付資料をつける場合の体裁は、A4版で作成しないといけないのでしょうか。	他のサイズでもかまいませんが、折りこみ等により、最終的な体裁はA4版になるように作成してください。
160	入札説明書他	提出書類：一般競争入札参加資格確認申請書	様式集	様式5			「一般競争入札参加資格確認申請書」の添付書類に、「改修業務を担当する者の工事契約書(原本)」とありますが、工事契約書の写しでもかまわないでしょうか？	あくまでも工事契約書(原本)です。
161	入札説明書他	飲食等の提供業務に関する提案	様式集	様式33			「必要に応じて枚数を増やしてください」と「A4版2枚以内で具体的に記述してください」との提示がされていますが、どちらに合わせればよろしいでしょうか？	A4版2枚以内で記述してください。
162	入札説明書他	提出書類	様式集	様式34 39			「A4版で具体的に記述してください」とのみ提示されていますが、枚数は、適宜増やすことが可能と考えてよろしいでしょうか？	そのとおりです。
163	入札説明書他	事業収支計画書	様式集	様式48			計算書の欄が「4年度～7年度」となっており、5年度、6年度分を省略するような提示がされておりますが、「5年度、6年度」分も記載して、「A3版横」での提出も可能と考えてもよろしいでしょうか？	様式集では、便宜上省略して提示したものです。事業者の提案に当たっては、すべての年度について省略せずに記載してください。 用紙は、A3版横でも構いません。
164	入札説明書他	事業スキーム図	様式集	様式44			提案書には、「会社名等がわかる表記の禁止」とされていますが、様式44では「具体的企業名」の表記が可能と解釈して宜しいでしょうか？	様式44については、具体的企業名が確定している場合には記載してください。
165	入札説明書他	提出書類	様式集	様式51			A4版3枚以内、とありますが、参考資料も枚数に含めるのでしょうか。	参考資料は枚数に含めなくて結構です。
166	入札説明書他	入札時提出書類	様式集	様式55		基本協定書	落札者がSPCを設立しない場合、基本協定の内容は第3条や第6条を除いた項目立となるのでしょうか。	落札者がSPCを設立しない場合、基本協定の締結は必要ありません。
167	入札説明書他	事業の概要				耐震改修について	耐震診断及びその対策についての見解、また評価の方法についてご提示下さい。	昭和62年に計画通知、平成元年に工事完了した建物であり、耐震関係規定については現行法規に適合しています。耐震対策の必要はないと考えています。
168	入札説明書他	事業の概要				その他	既存建物の耐震性能に関するデータの開示をお願いします。	現地見学の時に構造計算書等を開示します。必要があれば有償でお渡しする予定です。

No	質問項目		該当箇所				該当項目	質問	回答
	対象案	タイトル	頁	番号等					
169	入札説明書他	事業の概要					その他	八王子高陵高校において、同校の行事以外で学校施設を他の団体(行政機関も含む)に使用させている実績(例:選挙、町会、地元団体、市、幼稚園・保育園等)の有無、およびその詳細(時期、使用施設、団体名、使用目的、使用料等)をご明示ください。	13年度の実績では、選挙の投票所として昇降口ホールを八王子市に貸し出している他、学校開放事業として、サッカー、ラグビー、テニスの活動を行う3団体に、グラウンド及びテニスコートを延べ32回貸し出しています。また、過去には、同窓会のために卒業生に会議室を貸し出した実績もあります。使用料は、いずれも無料です。
170	入札説明書他	事業の概要					その他	閉館した青年の家(八王子、五日市、青梅等)の過去3年分の稼動状況等(宿泊者等月別利用者数)をご教示ください。	本回答に添付した別紙1のとおりです。
171	入札説明書他	事業の概要					その他	八王子高陵高校の正門横に「建築計画のお知らせ」看板が掲出されており、その中の「設計者」の項に「㈱ゼロ建築都市研究所」の名があるが、東京都とこの設計者の関係および、この設計者が行っている業務の内容についてご教示ください。	㈱ゼロ建築都市研究所は、本事業のアドバイザー-契約を締結している三菱総合研究所から技術アドバイザーとして委託され業務を行っています。当該設計者は、学校から社会教育施設への用途変更手続業務を行っており、事業者の提案とは関係ありません。
172	落札者決定基準	基礎項目の審査	3	4	(3)		基礎項目の審査	基礎項目の審査付与の点数は、要求水準が全て満たされていれば40点、満たしていない場合は、失格とありますが、40点以外の配点はないと判断して宜しいでしょうか。	40点以外の配点はありません。
173	落札者決定基準	総合評価得点の算出	3	4	(6)		総合評価得点の算出	「民間提案事業」に関する審査の評価項目及び配点について、具体的にお示し下さい。	民間提案事業そのものは、審査の対象にはなりません。ただし、提案内容により、コース・プラザ本体の事業に対する極めて大きな効果が、現実性・継続性を勘案して見込まれる場合は、総合的加点で加点することもあり得ます。
174	落札者選定基準	落札者の決定	3	4	(7)		審査の内容 落札者の決定	最低限のサービス(加点をほとんど考慮せず、入札額を極端に低く抑える)を提案した場合でも、総合評価得点が最も高ければ落札者とみなすのでしょうか。	そのとおりです。ただし、総合評価点が119.2点(落札に必要な最低得点)を下回っている提案は失格です。
175	落札者決定基準	加点項目の審査について	8	別紙4	1		基本方針	「総合的加点」について、民間事業の提案内容についても評価対象となるのでしょうか。仮に評価対象となる場合、民間提案事業は事業期間中に内容が変更される可能性について、どのような基準で評価されるのでしょうか。	民間提案事業そのものは、審査の対象にはなりません。ただし、提案内容により、コース・プラザ本体の事業に対する極めて大きな効果が、現実性・継続性を勘案して見込まれる場合は、総合的加点で加点することもあり得ます。
176	落札者決定基準	加点項目の審査について	9	別紙4	4			一般公開施設(コーススクエア)に関する提案内容は、審査事項「施設の内容・室構成(1)」と「施設の内容・室構成(3)」のどちらで評価されるのでしょうか？	一般公開施設(コース・スクエア)は、主に様式27が提案様式となります。様式27は、落札者決定基準別紙4 4 審査内容の対象様式に示すとおり「施設の内容・室構成(3)」により評価します。

No	質問項目		該当箇所			該当項目	質問	回答
	対象案	タイトル	頁	番号等				
177	落札者決定基準	加点項目の審査について	11	別紙4	4	審査内容 収支計画等	事業者が想定した施設利用稼働率の高低によって、採点に大きな影響を及ぼしますか。	単純な高低だけの評価はしません。提案された稼働率の妥当性・信頼性が評価のポイントとなります。
178	落札者決定基準	加点項目の審査について	11	別紙4	4	審査内容 収支計画等	収支計画の「評価のポイント(例)」は、SPC設立を想定していた評価であると考えますが、SPCを設立しない場合についても、入札条件の公平を期すため「評価のポイント(例)」をご明示ください。	収支計画の「評価のポイント(例)」は、SPC設立の場合だけを想定したものではありません。設立しない場合でも評価に差はないと考えています。この「評価のポイント(例)」でSPC設立の場合と設立しない場合の両方を同一に評価します。
179	落札者決定基準	加点項目の審査について	11	別紙4	4	審査内容 収支計画等	SPCを設立しない場合に比べ、SPCを設立した場合のほうが倒産隔離が図れると一般的には言われていますが、スキームの違いにより審査点数に差が生じることはありますか。	スキームの違いにより審査点数に差が生じることはありません。

東京都青年の家の利用状況(平成 11 年度～13 年度)

* 東京都青年の家(7 所)

八王子青年の家(平成 14 年 1 月末で利用終了)

青梅青年の家(平成 14 年 1 月末で利用終了)

狭山青年の家(平成 14 年 1 月末で利用終了)

五日市青年の家(平成 13 年 1 月末で利用終了)

武蔵野青年の家(平成 14 年 1 月末で利用終了)

水元青年の家

府中青年の家

東京都青年の家施設一覽

施設名	開所年月	所在地 (○交通と最寄り駅)	宿泊 定員	宿泊室数			活動施設		施設利用の特色	周辺の特色	
				室数	和室	洋室	和洋室	屋内施設			屋外施設
八王子	昭和34年 11月	八王子打越町1122 ○京王線北野駅から徒歩12分 ○中央線八王子駅よりバス10分 打越弁財天入口下車徒歩5分	70	10	10	0	0	文化ホール1 レクホール1 研修室(兼食堂)1 和室(兼宿泊室)10	テニスコート キャンプ ファイヤー場 野外炊さん場	学習・会議・音楽活動など多目的に使える文化ホールと、ダンス・演劇・スポーツなどの活動ができるレクホールが主な活動場所。大学生を中心にした青年のサークルの利用が目立つ。また、夏休みなどには、キャンプファイヤー場や野外炊さん場で野外活動をする少年少女団体が多数。テニスコートを利用する6人~10人規模の日帰り団体が多数のも特徴である。	多摩丘陵の一角の広い敷地。 近隣は住宅地。
青梅	昭和37年 6月	青梅市勝沼2-160-2 ○青梅線青梅駅から徒歩13分	70	10	7	3	0	レクホール1 研修室1 集会室(兼食堂)1 和室(兼宿泊室)7	バレーコート キャンプ ファイヤー場 野外炊さん場	活動施設のうち、レクホールは、防音施設になっているため演劇やダンス・合唱、また、太鼓やプラスバンド、交響楽などの団体が多く利用している。また、1階建てで、車イスなどでも比較的使いやすい。 野外施設の炊さん場を利用する団体も多く、日帰りで飯ごう炊さんなどをする団体も多々ある。	青梅丘陵のハイキングコースの出発点。 鉄道公園・風の子太陽の子広場・多摩川も近い。
狭山	昭和40年 6月	東大和市多摩湖4-694 ○西武多摩湖線武蔵大和駅から徒歩10分	70	8	2	4	2	レクホール1 集会室1 研修室(兼食堂)1 和室(兼宿泊室)4	バレーコート バドミントンコート キャンプ ファイヤー場 野外炊さん場	音楽団体の利用が多く、活動場所が少ないながら工夫した利用がされている。集会室は学習に利用されることが多くおよそ30人程度。食堂は学習や音楽団体の利用で40人~60人程度。レクホールは学習・レク・文化活動など多様に利用されている。活動に和室を利用することもある。炊さん場での野外活動をプログラムに加えている団体も多い。日帰りのほとんどは野外炊さん場の利用。	狭山公園の一角に位置する。多摩湖・狭山湖・都立公園が近くにある。多摩湖サイクリングロードは目の前。
五日市	昭和42年 6月	あきる野市乙津572 ○五日市線武蔵五日市駅からバス15分荷田子下車徒歩15分	70	9	1	8	0	レクホール 研修室1 会議室1 研修室(兼食堂)1	キャンプ ファイヤー場 野外炊さん場	一般住宅地から離れているため、全館を使っての管弦楽団や吹奏楽団に利用されている。また、レクホールや会議室を合唱団で利用することが多い。 野外活動の炊さん場では、長方形の大型コンロ(4個)を使って、網焼料理・鉄板料理などをする団体も増えている。夏休み利用では、プログラムに川遊びやハイキングを入れる少年少女団体が多々ある。	秋川渓谷のほとりに位置する。 ハイキングや川遊びなどに最適。
武蔵野	昭和44年 6月	武蔵野市境4-5-15 ○中央線武蔵境駅から徒歩13分	70	8	3	5	0	レクホール1 研修室1 集会室(兼食堂)1 和室(兼宿泊室)3		野外施設がなく、活動場所が少ないので利用制限があるが、都心に近く周辺に高校・大学があるため、週日も学生をはじめとした少人数のグループによる利用が目立つ。 主な活動内容としてレクホールでは合唱・演劇・ダンスが多く、研修室・和室では学習・会議・親睦会などがある。	玉川上水に近く位置する。 近隣は住宅地。
水元	昭和45年 10月	葛飾区水元公園3-3 ○千代田線乗り入れ常磐線金町駅からバス水元四丁目下車徒歩5分	150	15	4	9	2	レクホール (体育館)1 集会室6 音楽室1 視聴覚室1		活動施設は、8室の集会室と体育館がある。集会室は10人~80人程度まで数タイプあり、多様な活動に利用されている。分散会やパート練習にも対応しやすい。体育館は、スポーツの他にダンス等の利用も多い。和室の宿泊室や浴室・食堂等はすべて1階に位置しているため、車イスなどでの利用も比較的しやすい。ただ、駐車場が狭いため自家用車やスクールバスでの利用が不便である。	水元公園の中に位置する。 公園の中のため、とても静かな環境。
府中	昭和48年 6月	府中市は政6-32-10 ○南武線・京王線分倍原駅からバス8分郷土の森下車徒歩1分 ○武蔵野線・南武線府中本町駅から徒歩20分 ○西武多摩川線は政駅から徒歩20分	150	18	10	8	0	体育館1 研修室3 音楽室1 視聴覚室1 和室(兼宿泊室)4	テニスコート キャンプ ファイヤー場	研修室のほかに体育館を備えているので、学習活動とともに球技を始め、ダンスや演劇など幅広い活動に利用されている。また、野外施設としてテニスコートがあり、近隣のテニスサークルの日帰り利用が多い。 学校や子ども会等の利用では、隣接する府中市郷土の森での見学やレクリエーションを活動プログラムに入れている。	府中市の西南に位置する。 多摩川に近く、隣に府中市郷土の森がある。 近隣には、市営体育館、市民プール、野球場がある。

注1：和洋室とは畳とベッドが両方ある部屋です。

月別利用者人員調べ

平成11年度

八王子青年の家											青梅青年の家										
月	団体数	施設利用人員数A	宿泊利用B	退館日利用C	日帰り利用D	宿泊・日帰りの計B+D	宿泊可能日	宿泊利用率	使用室数	宿泊室利用率	月	団体数	施設利用人員数A	宿泊利用B	退館日利用C	日帰り利用D	宿泊・日帰りの計B+D	宿泊可能日	宿泊利用率	使用室数	宿泊室利用率
4	61	1,430	539	464	427	966	26	29.6%	97	37.3%	4	19	1,503	820	627	56	876	26	45.1%	129	49.6%
5	70	1,740	758	614	368	1,126	27	40.1%	146	54.1%	5	25	1,134	561	538	35	596	27	29.7%	107	39.6%
6	61	1,192	452	388	352	804	24	26.9%	90	37.5%	6	16	868	484	334	50	534	25	27.7%	81	32.4%
7	71	2,441	1,084	909	448	1,532	27	57.4%	190	70.4%	7	35	2,242	1,225	911	106	1,331	27	64.8%	194	71.9%
8	64	2,513	1,343	948	222	1,565	27	71.1%	253	93.7%	8	39	2,609	1,515	1,047	47	1,562	27	80.2%	237	87.8%
9	60	1,616	782	551	283	1,065	26	43.0%	159	61.2%	9	30	1,557	989	528	40	1,029	26	54.3%	173	66.5%
10	63	1,560	635	524	401	1,036	27	33.6%	118	43.7%	10	18	1,264	728	496	40	768	27	38.5%	135	50.0%
11	58	923	343	247	333	676	27	18.1%	79	29.3%	11	15	557	303	235	19	322	27	16.0%	61	22.6%
12	51	928	371	244	313	684	24	22.1%	77	32.1%	12	14	625	298	258	69	367	24	17.7%	61	25.4%
1	46	722	298	216	208	506	25	17.0%	66	26.4%	1	12	720	364	291	65	429	25	20.8%	59	23.6%
2	61	1,306	652	411	243	895	25	37.3%	134	53.6%	2	21	1,422	851	463	108	959	25	48.6%	139	55.6%
3	83	2,027	1,011	732	284	1,295	27	53.5%	213	78.9%	3	40	2,784	1,010	733	1,041	2,051	27	53.4%	162	60.0%
計	749	18,398	8,268	6,248	3,882	12,150	312	37.9%	1,622	52.0%	計	284	17,285	9,148	6,461	1,676	10,824	313	41.8%	1,538	49.1%

月別利用者人員調べ

平成11年度

狭山青年の家											五日市青年の家										
月	団体数	施設利用人員数A	宿泊利用B	退館日利用C	日帰り利用D	宿泊・日帰りの計B+D	宿泊可能日	宿泊利用率	使用室数	宿泊室利用率	月	団体数	施設利用人員数A	宿泊利用B	退館日利用C	日帰り利用D	宿泊・日帰りの計B+D	宿泊可能日	宿泊利用率	使用室数	宿泊室利用率
4	31	1,384	613	423	348	961	26	33.7%	90	43.3%	4	12	849	472	354	23	495	26	25.9%	70	29.9%
5	31	1,502	594	539	369	963	27	31.4%	86	39.8%	5	23	1,765	894	776	95	989	27	47.3%	123	50.6%
6	28	924	415	363	146	561	25	23.7%	59	29.5%	6	14	1,014	646	365	3	649	24	38.5%	95	44.0%
7	36	2,057	1,015	796	246	1,261	27	53.7%	132	61.1%	7	26	1,677	877	741	59	936	27	46.4%	130	53.5%
8	38	2,301	1,237	867	197	1,434	27	65.4%	182	84.3%	8	40	2,315	1,358	910	47	1,405	27	71.9%	197	81.1%
9	31	1,706	815	531	360	1,175	26	44.8%	129	62.0%	9	25	1,049	597	380	72	669	26	32.8%	99	42.3%
10	34	1,570	588	575	407	995	27	31.1%	91	42.1%	10	19	1,196	705	461	30	735	27	37.3%	105	43.2%
11	21	1,305	518	434	353	871	27	27.4%	77	35.6%	11	16	1,204	688	459	57	745	27	36.4%	100	41.2%
12	22	749	361	301	87	448	24	21.5%	58	30.2%	12	8	595	296	296	3	299	24	17.6%	43	19.9%
1	22	881	442	320	119	561	25	25.3%	64	32.0%	1	8	609	389	215	5	394	25	22.2%	59	26.2%
2	38	1,423	742	510	171	913	25	42.4%	112	56.0%	2	11	823	517	293	13	530	25	29.5%	76	33.8%
3	44	2,090	1,157	736	197	1,354	27	61.2%	175	81.0%	3	19	1,664	1,107	505	52	1,159	27	58.6%	162	66.7%
計	376	17,892	8,497	6,395	3,000	11,497	313	38.8%	1,255	50.1%	計	221	14,760	8,546	5,755	459	9,005	312	39.1%	1,259	44.8%

月別利用者人員調べ

平成11年度

武蔵野青年の家											水元青年の家										
月	団体数	施設利用人員数 A	宿泊利用 B	退館日利用 C	日帰り利用 D	宿泊・日帰りの計 B+D	宿泊可能日	宿泊利用率	使用室数	宿泊室利用率	月	団体数	施設利用人員数 A	宿泊利用 B	退館日利用 C	日帰り利用 D	宿泊・日帰りの計 B+D	宿泊可能日	宿泊利用率	使用室数	宿泊室利用率
4	46	1,547	645	594	308	953	26	35.4%	95	45.7%	4	56	4,563	1,303	1,114	2,146	3,449	26	33.4%	179	45.9%
5	51	1,779	840	694	245	1,085	27	44.4%	127	58.8%	5	60	2,864	1,372	1,162	330	1,702	27	33.9%	196	48.4%
6	27	1,035	431	431	173	604	24	25.7%	66	34.4%	6	56	3,008	1,370	1,129	509	1,879	25	36.5%	212	56.5%
7	58	2,194	1,117	836	241	1,358	27	59.1%	165	76.4%	7	80	4,214	2,083	1,729	402	2,485	27	51.4%	295	72.8%
8	50	2,428	1,234	977	217	1,451	27	65.3%	188	87.0%	8	73	5,025	2,677	2,032	316	2,993	27	66.1%	375	92.6%
9	44	1,813	963	649	201	1,164	26	52.9%	146	70.2%	9	68	3,290	1,764	1,114	412	2,176	26	45.2%	264	67.7%
10	38	1,653	842	658	153	995	27	44.6%	132	61.1%	10	56	2,520	1,240	945	335	1,575	27	30.6%	221	54.6%
11	54	1,885	895	757	233	1,128	27	47.4%	148	68.5%	11	59	3,103	1,304	1,176	623	1,927	27	32.2%	182	44.9%
12	35	1,409	690	552	167	857	24	41.1%	105	54.7%	12	33	1,596	725	603	268	993	24	20.1%	106	29.4%
1	25	990	468	365	157	625	25	26.7%	69	34.5%	1	33	1,511	737	560	214	951	25	19.7%	114	30.4%
2	44	1,606	913	564	129	1,042	25	52.2%	152	76.0%	2	59	2,877	1,536	1,056	285	1,821	25	42.7%	224	62.2%
3	52	2,346	1,251	931	164	1,415	27	66.2%	191	88.4%	3	83	3,874	2,154	1,365	355	2,509	27	53.2%	306	75.6%
計	524	20,685	10,289	8,008	2,388	12,677	312	47.0%	1,584	63.3%	計	716	38,445	18,265	13,985	6,195	24,460	313	38.9%	2,674	57.0%

月別利用者人員調べ

平成11年度

府中青年の家											7 所 計									
月	団体数	施設利用人員数A	宿泊利用B	退館日利用C	日帰り利用D	宿泊・日帰りの計B+D	宿泊可能日	宿泊利用率	使用室数	宿泊室利用率	月	団体数	施設利用人員数A	宿泊利用B	退館日利用C	日帰り利用D	宿泊・日帰りの計B+D	宿泊利用率	使用室数	宿泊室利用率
4	127	4,136	1,873	1,659	604	2,477	26	48.0%	278	72.0%	4	352	15,412	6,265	5,235	3,912	10,177	37.1%	938	46.3%
5	123	4,239	2,061	1,444	734	2,795	27	50.9%	315	64.8%	5	383	15,023	7,080	5,767	2,176	9,256	40.3%	1,100	52.2%
6	115	2,774	1,074	954	746	1,820	24	29.8%	175	40.5%	6	317	10,815	4,872	3,964	1,979	6,851	30.7%	778	40.8%
7	139	5,140	2,552	1,949	639	3,191	27	63.0%	406	83.5%	7	445	19,965	9,953	7,871	2,141	12,094	56.7%	1,512	71.8%
8	139	5,625	2,903	2,132	590	3,493	27	71.7%	442	90.9%	8	443	22,816	12,267	8,913	1,636	13,903	69.9%	1,874	89.0%
9	158	4,616	1,977	1,561	1,078	3,055	26	50.7%	330	70.5%	9	416	15,647	7,887	5,314	2,446	10,333	46.7%	1,300	64.1%
10	121	2,970	1,243	1,067	660	1,903	27	30.7%	196	40.3%	10	349	12,733	5,981	4,726	2,026	8,007	34.1%	998	47.4%
11	132	2,671	1,059	912	700	1,759	27	26.1%	188	38.7%	11	355	11,648	5,110	4,220	2,318	7,428	29.1%	835	39.6%
12	95	2,069	890	683	496	1,386	24	24.7%	157	36.3%	12	258	7,971	3,631	2,937	1,403	5,034	23.3%	607	32.4%
1	106	2,053	712	573	768	1,480	21	22.6%	120	31.7%	1	252	7,486	3,410	2,540	1,536	4,946	21.8%	551	29.3%
2	131	3,578	1,879	1,033	666	2,545	25	50.1%	288	64.0%	2	365	13,035	7,090	4,330	1,615	8,705	43.6%	1,125	57.7%
3	127	5,087	2,637	1,768	682	3,319	27	65.1%	430	88.5%	3	448	19,872	10,327	6,770	2,775	13,102	58.8%	1,639	77.8%
計	1,513	44,958	20,860	15,735	8,363	29,223	308	45.2%	3,325	60.0%	計	4,383	172,423	83,873	62,587	25,963	109,836	41.4%	13,257	54.6%

平成11年度 団体種別人員調べ

利用別 所名	団体種別 (団体数) 人員	宿 泊																日 帰 り																合 計 A+B		
		社 会 教 育							学 校 教 育						主 催 事 業	そ の 他	宿 泊 計 A	社 会 教 育							学 校 教 育					主 催 事 業	そ の 他	日 帰 り 計 B				
		少 年 少 女 団 体	高 校 サークル	大 学 サークル	サークル・団体	地 域 団 体	職 域 団 体	成 人 団 体	小 計	学 齡 前 一 年	小 学 校	中 学 校	高 校	大 学 等				小 計	少 年 少 女 団 体	高 校 サークル	大 学 サークル	サークル・団体	地 域 団 体	職 域 団 体	成 人 団 体	小 計	学 齡 前 一 年	小 学 校	中 学 校				高 校		大 学 等	小 計
八王子	(団体数) 人員	41 1,659	19 363	70 2,430	55 1,207	13 406	9 343	29 359	236 6,772	2 123	6 133	2 28	11 272	15 403	36 959	14 537	0 0	286 8,268	12 512	0 13	17 320	22 337	1 20	0 0	406 2,539	458 3,741	0 3	0 1	0 5	5 92	0 2	5 103	0 38	0 0	463 3,882	749 12,150
青 梅	(団体数) 人員	39 1,685	16 324	53 2,417	42 1,133	9 286	12 444	15 173	186 6,562	4 110	13 489	6 119	19 565	16 601	58 1,884	20 702	0 0	264 9,148	0 108	0 0	0 69	2 100	0 6	2 39	0 11	0 333	4 333	0 18	0 12	0 0	0 13	1 43	15 1,300	0 0	20 1,676	284 10,824
狭 山	(団体数) 人員	69 2,202	24 436	69 2,145	50 1,151	1 23	9 369	37 694	259 7,020	6 267	4 148	6 128	4 136	10 441	30 1,120	5 357	0 0	294 8,497	24 1,162	1 85	11 307	1 167	1 20	8 127	26 751	72 2,619	1 111	1 112	0 0	0 23	1 246	7 135	0 0	82 3,000	376 11,497	
五 日 市	(団体数) 人員	57 2,106	2 53	39 1,714	26 640	2 59	2 164	39 1,878	167 6,614	1 23	7 464	7 215	9 523	7 271	31 1,496	12 436	0 0	210 8,546	3 121	0 0	1 89	1 39	0 1	0 0	4 105	9 355	0 0	0 21	1 2	0 72	0 95	0 9	0 0	11 459	221 9,005	
武 蔵 野	(団体数) 人員	40 1,131	41 501	161 4,525	73 1,763	5 105	23 373	40 536	383 8,934	0 0	3 96	6 302	22 749	4 121	35 1,268	5 87	0 0	423 10,289	3 210	5 139	6 386	34 563	0 23	1 39	40 542	89 1,902	0 0	0 14	0 31	1 72	1 117	11 369	0 0	101 2,388	524 12,677	
水 元	(団体数) 人員	125 5,394	9 253	85 4,192	114 2,465	9 202	10 537	92 1,867	444 14,910	9 593	21 997	9 344	15 509	13 496	67 2,939	7 207	3 209	521 18,265	6 613	0 21	7 135	44 800	0 2	6 127	121 2,234	184 3,932	0 0	0 39	0 1	0 34	1 50	1 124	10 2,099	0 40	195 6,195	716 24,460
府 中	(団体数) 人員	151 6,779	22 397	157 6,214	160 3,673	3 139	24 1,284	52 610	569 19,096	0 0	0 0	3 272	13 939	4 325	20 1,536	9 198	1 30	599 20,860	11 802	0 28	21 429	108 1,803	1 15	2 29	766 5,117	909 8,223	0 0	0 5	0 0	0 27	0 32	4 76	1 32	914 8,363	1,513 29,223	
計	(団体数) 人員	522 20,956	133 2,332	634 23,637	520 12,052	42 1,320	89 3,514	304 6,117	2,244 69,908	22 1,116	54 2,327	39 1,408	93 3,693	69 2,658	277 11,202	72 2,524	4 239	2,597 83,873	59 3,528	6 286	63 1,735	212 3,809	3 87	19 361	1,363 11,299	1,725 21,105	1 132	1 161	1 46	5 159	5 259	13 760	47 4,026	1 72	1,786 25,963	4,383 109,836
	構成比(%)	25.0%	2.8%	28.2%	14.3%	1.6%	4.2%	7.3%	83.3%	1.3%	2.8%	1.7%	4.4%	3.2%	13.4%	3.0%	0.3%	100.0%	13.6%	1.1%	6.7%	14.7%	0.3%	1.4%	43.5%	81.3%	0.5%	0.6%	0.2%	0.6%	1.0%	2.9%	15.5%	0.3%	100.0%	

平成12年度

月別利用者人員調べ

八王子青年の家											青梅青年の家										
月	団体数	施設利用人員数A	宿泊利用B	退館日利用C	日帰り利用D	宿泊・日帰りの計B+D	宿泊可能日	宿泊利用率	使用室数	宿泊室利用率	月	団体数	施設利用人員数A	宿泊利用B	退館日利用C	日帰り利用D	宿泊・日帰りの計B+D	宿泊可能日	宿泊利用率	使用室数	宿泊室利用率
4	67	1,438	500	458	480	980	25	28.6%	92	36.8%	4	26	1,246	587	604	55	642	25	33.5%	95	38.0%
5	84	1,538	601	503	434	1,035	28	30.7%	127	45.4%	5	18	1,313	770	423	120	890	28	39.3%	127	45.4%
6	66	1,594	634	558	402	1,036	25	36.2%	123	49.2%	6	23	914	501	386	27	528	24	29.8%	104	43.3%
7	85	2,328	1,000	868	460	1,460	27	52.9%	182	67.4%	7	36	2,005	1,072	883	50	1,122	27	56.7%	193	71.5%
8	62	2,355	1,236	830	289	1,525	27	65.4%	237	87.8%	8	35	2,494	1,527	923	44	1,571	27	80.8%	237	87.8%
9	76	1,872	892	581	399	1,291	26	49.0%	178	68.5%	9	34	1,490	839	562	89	928	26	46.1%	147	56.5%
10	68	1,090	334	343	413	747	27	17.7%	71	26.3%	10	19	842	402	398	42	444	28	20.5%	75	26.8%
11	66	1,165	458	358	349	807	27	24.2%	93	34.4%	11	14	898	432	386	80	512	26	23.7%	75	28.8%
12	67	1,098	389	340	369	758	24	23.2%	79	32.9%	12	13	733	377	280	76	453	24	22.4%	68	28.3%
1	39	642	250	186	206	456	25	14.3%	52	20.8%	1	18	742	306	267	169	475	25	17.5%	54	21.6%
2	75	1,495	662	450	383	1,045	24	39.4%	139	57.9%	2	24	1,275	698	434	143	841	24	41.5%	117	48.8%
3	79	2,082	1,035	742	305	1,340	27	54.8%	208	77.0%	3	46	3,082	1,176	802	1,104	2,280	27	62.2%	199	73.7%
計	834	18,697	7,991	6,217	4,489	12,480	312	36.6%	1,581	50.7%	計	306	17,034	8,687	6,348	1,999	10,686	311	39.9%	1,491	47.9%

平成12年度

月別利用者人員調べ

狭山青年の家											五日市青年の家										
月	団体数	施設利用人員数A	宿泊利用B	退館日利用C	日帰り利用D	宿泊・日帰りの計B+D	宿泊可能日	宿泊利用率	使用室数	宿泊室利用率	月	団体数	施設利用人員数A	宿泊利用B	退館日利用C	日帰り利用D	宿泊・日帰りの計B+D	宿泊可能日	宿泊利用率	使用室数	宿泊室利用率
4	37	1,259	493	430	336	829	25	28.2%	76	38.0%	4	15	1,211	655	532	24	679	25	37.4%	96	42.7%
5	27	1,073	465	322	286	751	28	23.7%	65	29.0%	5	16	1,674	912	737	25	937	28	46.5%	128	50.8%
6	23	983	383	338	262	645	24	22.8%	53	27.6%	6	16	857	483	358	16	499	25	27.6%	77	34.2%
7	44	2,327	1,043	841	443	1,486	27	55.2%	143	66.2%	7	26	1,326	683	529	114	797	27	36.1%	110	45.3%
8	37	2,424	1,401	887	136	1,537	27	74.1%	206	95.4%	8	40	2,227	1,316	865	46	1,362	27	69.6%	201	82.7%
9	27	1,596	888	548	160	1,048	26	48.8%	124	59.6%	9	20	1,297	804	469	24	828	26	44.2%	119	50.9%
10	32	1,142	403	398	341	744	28	20.6%	72	32.1%	10	14	926	513	384	29	542	27	27.1%	81	33.3%
11	36	1,349	503	415	431	934	26	27.6%	78	37.5%	11	19	958	501	419	38	539	27	26.5%	78	32.1%
12	33	1,327	540	458	329	869	24	32.1%	86	44.8%	12	12	799	440	349	10	450	24	26.2%	66	30.6%
1	18	897	434	338	125	559	25	24.8%	60	30.0%	1	10	646	370	248	28	398	24	22.0%	62	28.7%
2	37	1,139	603	363	173	776	24	35.9%	96	50.0%	2	臨時休館									
3	45	2,215	1,225	698	292	1,517	27	64.8%	173	80.1%	3										
計	396	17,731	8,381	6,036	3,314	11,695	311	38.5%	1,232	49.5%	計	188	11,921	6,677	4,890	354	7,031	261	36.5%	1,018	43.3%

月別利用者人員調べ

平成12年度

武蔵野青年の家										水元青年の家											
月	団体数	施設利用人員数A	宿泊利用B	退館日利用C	日帰り利用D	宿泊・日帰りの計B+D	宿泊可能日	宿泊利用率	使用室数	宿泊室利用率	月	団体数	施設利用人員数A	宿泊利用B	退館日利用C	日帰り利用D	宿泊・日帰りの計B+D	宿泊可能日	宿泊利用率	使用室数	宿泊室利用率
4	36	1,300	552	449	299	851	25	31.5%	116	58.0%	4	53	4,605	1,303	1,024	2,278	3,581	25	34.7%	176	46.9%
5	42	1,536	739	635	162	901	28	37.7%	105	46.9%	5	83	3,498	1,635	1,368	495	2,130	28	38.9%	241	57.4%
6	43	1,610	700	563	347	1,047	24	41.7%	111	57.8%	6	54	2,871	1,384	993	494	1,878	24	38.4%	209	58.1%
7	46	1,941	945	816	180	1,125	27	50.0%	153	70.8%	7	81	4,242	2,027	1,877	338	2,365	27	50.0%	293	72.3%
8	47	2,117	1,177	780	160	1,337	27	62.3%	188	87.0%	8	86	4,938	2,736	1,775	427	3,163	27	67.6%	361	89.1%
9	49	1,911	989	686	236	1,225	26	54.3%	162	77.9%	9	70	3,338	1,905	1,163	270	2,175	26	48.8%	269	69.0%
10	41	1,585	730	603	252	982	28	37.2%	122	54.5%	10	49	2,457	1,074	1,012	371	1,445	28	25.6%	157	37.4%
11	50	1,625	839	640	146	985	26	46.1%	139	66.8%	11	64	2,430	1,162	889	379	1,541	26	29.8%	177	45.4%
12	35	1,500	706	636	158	864	24	42.0%	114	59.4%	12	34	1,701	845	749	107	952	24	23.5%	120	33.3%
1	29	802	346	244	212	558	25	19.8%	57	28.5%	1	36	1,651	825	558	268	1,093	25	22.0%	107	28.5%
2	34	1,341	725	505	111	836	24	43.2%	140	72.9%	2	54	3,083	1,802	1,081	200	2,002	24	50.1%	245	68.1%
3	50	2,200	1,213	762	225	1,438	27	64.2%	202	93.5%	3	81	4,253	2,213	1,561	479	2,692	27	54.6%	323	79.8%
計	502	19,468	9,661	7,319	2,488	12,149	311	44.4%	1,609	64.7%	計	745	39,067	18,911	14,050	6,106	25,017	311	40.5%	2,678	57.4%

月別利用者人員調べ

平成12年度

府中青年の家										7 所 計										
月	団体数	施設利用人員数 A	宿泊利用 B	退館日利用 C	日帰り利用 D	宿泊・日帰りの計 B + D	宿泊可能日	宿泊利用率	使用室数	宿泊室利用率	月	団体数	施設利用人員数 A	宿泊利用 B	退館日利用 C	日帰り利用 D	宿泊・日帰りの計 B + D	宿泊利用率	使用室数	宿泊室利用率
4	115	3,835	1,731	1,413	691	2,422	25	46.2%	272	60.4%	4	349	14,894	5,821	4,910	4,163	9,984	35.9%	923	47.3%
5	123	3,729	1,929	1,222	578	2,507	28	45.9%	300	59.5%	5	393	14,361	7,051	5,210	2,100	9,151	38.7%	1,093	50.0%
6	98	3,405	1,530	1,269	606	2,136	25	40.8%	252	56.0%	6	323	12,234	5,615	4,465	2,154	7,769	44.7% 7 所平均	929	35.8% 7 所平均
7	146	5,036	2,279	2,030	727	3,006	27	56.3%	357	73.5%	7	464	19,205	9,049	7,844	2,312	11,361	51.6%	1,431	67.9%
8	117	5,474	2,892	1,994	588	3,480	27	71.4%	441	90.7%	8	424	22,029	12,285	8,054	1,690	13,975	70.0%	1,871	88.8%
9	111	3,861	2,056	1,309	496	2,552	26	52.7%	320	68.4%	9	387	15,365	8,373	5,318	1,674	10,047	49.5%	1,319	65.0%
10	108	2,958	1,274	1,202	482	1,756	27	31.4%	213	43.8%	10	331	11,000	4,730	4,340	1,930	6,660	35.1% 7 所平均	791	27.0% 7 所平均
11	107	2,497	1,110	808	579	1,689	27	27.4%	188	38.7%	11	356	10,922	5,005	3,915	2,002	7,007	39.1%	828	30.8%
12	113	2,346	934	827	585	1,519	24	25.9%	154	35.6%	12	307	9,504	4,231	3,639	1,634	5,865	27.1%	687	36.7%
1	89	1,636	717	523	396	1,113	25	19.1%	121	26.9%	1	239	7,016	3,248	2,364	1,404	4,652	25.3% 7 所平均	513	20.7% 7 所平均
2	119	3,393	1,720	1,101	572	2,292	24	47.8%	285	66.0%	2	343	11,726	6,210	3,934	1,582	7,792	57.5% 6 所平均	1,022	46.1% 6 所平均
3	132	4,839	2,553	1,714	572	3,125	27	63.0%	385	79.2%	3	433	18,671	9,415	6,279	2,977	12,392	76.9% 6 所平均	1,490	64.3% 6 所平均
計	1,378	43,009	20,725	15,412	6,872	27,597	312	44.3%	3,288	58.5%	計	4,349	166,927	81,033	60,272	25,622	106,655	40.1% 7 所平均	12,897	53.1% 7 所平均

平成12年度 団体種別人員調べ

利用別 団体種別 所名 団体数 人員	宿 泊															日 帰 り															合 計 A+B													
	社 会 教 育								学 校 教 育							主 催 事 業	そ の 他	宿 泊 計 A	社 会 教 育								学 校 教 育					主 催 事 業	そ の 他	日 帰 り 計 B										
	少 年 少 女 団 体	高 校 サ ー ク ル	大 学 サ ー ク ル	サ ー ク ル ・ 団 体	地 域 団 体	職 域 団 体	成 人 団 体	小 計	学 齢 前 一 年	小 学 校	中 学 校	高 校	大 学 等	小 計	少 年 少 女 団 体				高 校 サ ー ク ル	大 学 サ ー ク ル	サ ー ク ル ・ 団 体	地 域 団 体	職 域 団 体	成 人 団 体	小 計	学 齢 前 一 年	小 学 校	中 学 校	高 校	大 学 等					小 計									
八王子 人員	36	11	101	81	4	4	34	271	1	4	3	4	12	24	12	0	307	12	4	14	49	0	2	375	456	0	0	71	0	0	71	0	0	527	834									
人員	1,408	228	2,775	1,655	113	253	473	6,905	62	99	48	125	349	683	403	0	7,991	368	73	345	645	0	29	2,277	3,737	0	0	708	0	26	734	18	0	4,489	12,480									
青 梅 人員	45	23	48	56	8	11	26	217	4	12	5	17	9	47	18	0	282	1	0	0	3	1	0	1	6	0	0	0	0	0	0	18	0	24	306									
人員	1,896	452	1,929	1,127	220	330	492	6,446	111	449	74	478	345	1,457	784	0	8,687	122	4	155	197	57	26	40	601	18	1	0	4	0	23	1,375	0	1,999	10,686									
狭 山 人員	63	23	43	52	0	3	51	235	5	4	2	13	10	34	5	0	274	11	3	8	35	1	0	54	112	2	1	0	0	0	3	7	0	122	396									
人員	2,164	305	1,701	1,405	0	79	1,064	6,718	262	59	151	590	393	1,455	208	0	8,381	873	98	198	413	18	0	1,246	2,846	111	94	21	21	1	248	220	0	3,314	11,695									
五 日 市 人員	40	1	27	26	2	12	34	142	0	4	5	7	9	25	12	0	179	3	0	0	1	0	0	1	5	0	0	1	0	2	3	1	0	9	188									
人員	1,419	20	1,032	583	21	679	1,426	5,180	0	377	262	243	197	1,079	418	0	6,677	106	0	1	33	0	3	78	221	0	2	39	1	44	86	47	0	354	7,031									
武 蔵 野 人員	29	43	152	84	8	15	36	367	6	4	6	16	12	44	4	1	416	1	15	5	7	1	7	35	71	0	0	1	0	1	2	13	0	86	502									
人員	868	523	4,106	1,859	195	289	456	8,296	183	103	160	533	301	1,280	77	8	9,661	139	301	264	442	65	161	708	2,080	28	0	36	47	37	148	259	1	2,488	12,149									
水 元 人員	131	23	106	83	1	12	89	445	7	20	7	10	10	54	7	0	506	11	7	8	67	1	3	122	219	0	3	3	0	2	8	12	0	239	745									
人員	5,734	569	5,100	2,181	29	586	1,771	15,970	438	933	359	153	698	2,641	300	0	18,911	916	128	123	855	5	39	1,642	3,708	0	99	39	0	80	218	2,180	0	6,106	25,017									
府 中 人員	128	26	188	140	0	35	62	579	5	15	4	10	3	37	9	0	625	9	2	44	51	0	11	628	745	0	0	1	1	0	2	3	3	753	1,378									
人員	5,649	825	6,084	3,120	0	1,536	853	18,067	460	639	386	817	162	2,464	194	0	20,725	571	102	688	915	20	166	4,117	6,579	6	5	110	10	0	131	147	15	6,872	27,597									
計 人員	472	150	665	522	23	92	332	2,256	28	63	32	77	65	265	67	1	2,589	48	31	79	213	4	23	1,216	1,614	2	4	77	1	5	89	54	3	1,760	4,349									
人員	19,138	2,922	22,727	11,930	578	3,752	6,535	67,582	1,516	2,719	1,440	2,939	2,445	11,059	2,384	8	81,033	3,095	706	1,774	3,500	165	424	10,108	19,772	163	201	953	83	188	1,588	4,246	16	25,622	106,655									
構成比%	23.6%	3.6%	28.1%	14.7%	0.7%	4.6%	8.1%	83.4%	1.9%	3.3%	1.8%	3.6%	3.0%	13.6%	2.9%	0.1%	100.0%	12.0%	2.8%	6.9%	13.7%	0.6%	1.7%	39.5%	77.2%	0.6%	0.8%	3.7%	0.3%	0.7%	6.1%	16.6%	0.1%	100.0%										

利用人員

平成13年度

八王子青年の家											青梅青年の家											
月	団体数	施設利用人員数 B+C+D A	宿泊利用 B	退館日利用 C	日帰り利用 D	宿泊・日帰りの計 B+D	宿泊可能日	宿泊利用率	使用室数	宿泊室利用率	月	団体数	施設利用人員数 B+C+D A	宿泊利用 B	退館日利用 C	日帰り利用 D	宿泊・日帰りの計 B+D	宿泊可能日	宿泊利用率	使用室数	宿泊室利用率	
4	67	1325	484	352	489	973	26	26.6%	91	35.0%	4	19	1046	506	522	18	524	26	27.8%	81	31.2%	
5	73	1677	629	534	514	1143	27	33.3%	120	44.4%	5	20	1223	646	559	18	664	27	34.2%	107	39.6%	
6	68	1767	611	504	652	1263	25	34.9%	112	44.8%	6	17	957	545	390	22	567	24	32.4%	102	42.5%	
7	72	2040	941	741	358	1299	27	49.8%	174	64.4%	7	36	2475	1286	1088	101	1387	27	68.0%	210	77.8%	
8	53	2134	1203	763	168	1371	27	63.7%	247	91.5%	8	32	2817	1657	1092	68	1725	27	87.7%	251	93.0%	
9	77	1879	863	575	441	1304	26	47.4%	178	68.5%	9	30	1633	855	696	82	937	26	47.0%	146	56.2%	
10	72	1475	449	436	590	1039	27	23.8%	88	32.6%	10	24	954	438	349	167	605	28	22.3%	84	30.0%	
11	70	1322	467	393	462	929	27	24.7%	92	34.1%	11	19	800	376	317	107	483	26	20.7%	85	32.7%	
12	55	1216	487	399	330	817	24	29.0%	100	41.7%	12	18	914	366	315	233	599	24	21.8%	62	25.8%	
1	59	1532	281	232	1019	1300	24	16.7%	65	27.1%	1	17	730	334	327	69	403	24	19.9%	61	25.4%	
2											2											
3											3											
計	666	16367	6415	4929	5023	11438	260	35.2%	1267	48.7%	計	232	13549	7009	5655	885	7894	259	38.7%	1189	45.9%	

平成14年1月末で利用終了

平成14年1月末で利用終了

利用人員

平成13年度

狭山青年の家											五日市青年の家											
月	団体数	施設利用人員数 A B+C+D	宿泊利用 B	退館日利用 C	日帰り利用 D	宿泊・日帰りの計 B+D	宿泊可能日	宿泊利用率	使用室数	宿泊室利用率	月	団体数	施設利用人員数 A B+C+D	宿泊利用 B	退館日利用 C	日帰り利用 D	宿泊・日帰りの計 B+D	宿泊可能日	宿泊利用率	使用室数	宿泊室利用率	
4	32	1320	543	433	344	887	26	29.8%	77	37.0%	4											
5	33	1441	673	417	351	1024	27	35.6%	116	53.7%	5											
6	26	1117	545	416	156	701	24	32.4%	80	41.7%	6											
7	41	2260	1063	948	249	1312	27	56.2%	154	71.3%	7											
8	31	2330	1296	857	177	1473	27	68.6%	196	90.7%	8											
9	31	1671	748	630	293	1041	26	41.1%	136	65.4%	9											
10	24	965	320	305	340	660	28	16.3%	51	22.8%	10											
11	36	1408	527	502	379	906	26	29.0%	85	40.9%	11											
12	22	1283	585	405	293	878	24	34.8%	92	47.9%	12											
1	26	758	312	292	154	466	24	18.6%	51	26.6%	1											
2											2											
3											3											
計	302	14553	6612	5205	2736	9348	259	36.5%	1038	50.1%	計											

平成14年1月末で利用終了

平成13年1月末で利用終了

利用人員

平成13年度

武蔵野青年の家											水元青年の家										
月	団体数	施設利用人員数 B+C+D A	宿泊利用 B	退館日利用 C	日帰り利用 D	宿泊・日帰りの計 B+D	宿泊可能日	宿泊利用率	使用室数	宿泊室利用率	月	団体数	施設利用人員数 B+C+D A	宿泊利用 B	退館日利用 C	日帰り利用 D	宿泊・日帰りの計 B+D	宿泊可能日	宿泊利用率	使用室数	宿泊室利用率
4	42	1728	742	663	323	1065	26	40.8%	125	60.1%	4	58	4860	1547	1158	2155	3702	26	39.7%	192	49.2%
5	32	1696	766	693	237	1003	27	40.5%	114	52.8%	5	45	2997	1522	1174	301	1823	27	37.6%	201	49.6%
6	49	1805	860	726	219	1079	25	49.1%	141	70.5%	6	56	2597	1225	1035	337	1562	25	32.7%	188	50.1%
7	47	2268	1170	895	203	1373	27	61.9%	171	79.2%	7	77	4173	2027	1756	390	2417	27	50.0%	259	64.0%
8	56	2061	1111	833	117	1228	27	58.8%	194	89.8%	8	81	4982	2622	1879	481	3103	27	64.7%	327	80.7%
9	48	2049	1119	768	162	1281	26	61.5%	183	88.0%	9	62	3552	1930	1428	194	2124	26	49.5%	260	66.7%
10	46	1696	802	674	220	1022	27	42.4%	131	60.6%	10	53	2431	1184	904	343	1527	27	29.2%	189	46.7%
11	46	1670	876	703	91	967	27	46.3%	145	67.1%	11	51	2286	1105	924	257	1362	27	27.3%	150	37.0%
12	45	1708	785	691	232	1017	24	46.7%	132	68.8%	12	38	1756	948	666	142	1092	24	26.3%	133	36.9%
1	34	1412	664	607	141	805	24	39.5%	104	54.2%	1	36	1966	965	681	320	1285	25	25.7%	131	34.9%
2											2	65	3573	1960	1162	451	2411	24	54.4%	277	76.9%
3											3	72	4618	2582	1756	278	2860	26	66.2%	327	83.8%
計	445	18093	8895	7253	1945	10840	260	48.9%	1440	69.2%	計	694	39791	19617	14523	5649	25266	311	42.1%	2634	56.5%

平成14年1月末で利用終了

利用人員

平成13年度

府中青年の家											6所合計												
月	団体数	施設利用人員数 B+C+D A	宿泊利用 B	退館日利用 C	日帰り利用 D	宿泊・日帰りの計 B+D	宿泊可能日	宿泊利用率	使用室数	宿泊室利用率	月	団体数	施設利用人員数 B+C+D A	宿泊利用 B	退館日利用 C	日帰り利用 D	宿泊・日帰りの計 B+D	宿泊可能日	宿泊利用率	使用室数	宿泊室利用率	備考	
4	153	4372	1839	1623	910	2749	26	47.2%	279	59.6%	4	371	14651	5661	4751	4239	9900	156	35.3%	845	45.4%	6所平均	
5	125	4049	2007	1248	794	2801	27	49.6%	309	63.6%	5	328	13083	6243	4625	2215	8458	162	38.5%	967	50.6%		
6	126	3198	1212	1129	857	2069	24	33.7%	197	45.6%	6	342	11441	4998	4200	2243	7241	147	35.9%	820	49.2%		
7	161	5445	2431	2086	928	3359	27	60.0%	352	72.4%	7	434	18661	8918	7514	2229	11147	162	57.7%	1320	71.5%		
8	132	5450	2863	2040	547	3410	27	70.7%	430	88.5%	8	385	19774	10752	7464	1558	12310	162	69.0%	1645	89.0%		
9	164	4456	2056	1623	777	2833	26	52.7%	346	73.9%	9	412	15240	7571	5720	1949	9520	156	49.9%	1249	69.8%		
10	125	3097	1205	938	954	2159	28	28.7%	204	40.5%	10	344	10618	4398	3606	2614	7012	165	27.1%	747	38.9%		
11	138	2945	1082	999	864	1946	26	27.7%	187	40.0%	11	360	10431	4433	3838	2160	6593	159	29.3%	744	42.0%		
12	122	2693	1196	833	664	1860	24	33.2%	203	47.0%	12	300	9570	4367	3309	1894	6263	144	32.0%	722	44.7%		
1	127	2373	885	605	883	1768	25	23.6%	138	30.7%	1	299	8771	3441	2744	2586	6027	146	24.0%	550	33.1%		
2	161	4168	2101	1294	773	2874	24	58.4%	347	80.3%	2	226	7741	4061	2456	1224	5285	48	56.4%	624	26.2%		2所平均
3	154	5298	2489	2027	782	3271	26	63.8%	419	89.5%	3	226	9916	5071	3783	1060	6131	52	65.0%	746	28.9%		
計	1688	47544	21366	16445	9733	31099	310	45.9%	3411	61.1%	計	4027	149897	69914	54010	25971	95885	1659	43.3%	10979	49.1%		

団体種別人員調べ

平成13年度

月	利用別 (団体数) 人員	宿 泊													日 帰 り													合 計 A + B								
		社 会 教 育							学 校 教 育						主 催 事 業	そ の 他	宿 泊 合 計A	社 会 教 育							学 校 教 育					主 催 事 業	そ の 他	日 帰 り 計B				
		少 年 少 女 団 体	高 校 サ ー ク ル	大 学 サ ー ク ル	サ ー ク ル 団 体	地 域 団 体	職 域 団 体	成 人 団 体	小 計	学 齢 前 一 年	小 学 校	中 学 校	高 学 校	大 学 等				小 計	少 年 少 女 団 体	高 校 サ ー ク ル	大 学 サ ー ク ル	サ ー ク ル 団 体	地 域 団 体	職 域 団 体	成 人 団 体	小 計	学 齢 前 一 年		小 学 校				中 学 校	高 学 校	大 学 等	小 計
八王子	(団体数) 人員	40	7	57	36	3	3	33	179	1	2	6	9	9	27	20	0	226	4	0	17	10	0	0	302	333	0	0	103	1	0	104	3	0	440	666
	人員	1478	122	1869	760	79	254	524	5086	68	73	76	251	273	741	588	0	6415	218	3	339	141	5	0	2038	2744	0	0	1587	17	5	1609	670	0	5023	11438
青梅	(団体数) 人員	48	12	35	40	1	5	19	160	5	13	3	12	6	39	17	0	216	0	0	0	2	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	13	0	16	232
	人員	1949	208	1412	1008	33	133	343	5086	132	538	41	401	151	1263	660	0	7009	113	0	25	135	0	7	25	305	21	2	2	2	1	28	552	0	885	7894
狭山	(団体数) 人員	61	13	26	27	7	2	42	178	9	3	5	9	7	33	4	0	215	10	1	4	7	1	1	49	73	0	2	1	1	0	4	9	0	86	301
	人員	2424	261	743	529	325	156	730	5168	440	163	90	312	205	1210	234	0	6612	791	21	219	255	125	10	921	2342	53	84	18	15	14	184	210	0	2736	9348
武蔵野	(団体数) 人員	29	101	113	62	15	1	36	357	3	3	3	1	16	26	3	0	386	1	5	3	8	0	2	36	55	0	0	0	0	0	0	4	0	59	445
	人員	960	1781	3061	1328	291	6	465	7892	89	85	164	19	586	943	60	0	8895	147	160	287	503	23	22	518	1660	5	2	0	0	33	40	245	0	1945	10840
水元	(団体数) 人員	116	28	147	84	0	11	79	465	9	16	11	10	5	51	8	0	524	11	4	12	32	0	3	89	151	0	2	4	0	1	7	12	0	170	694
	人員	5707	575	5876	2447	0	467	1695	16767	526	827	422	389	395	2559	291	0	19617	1244	89	285	656	0	73	1031	3378	2	123	167	8	16	316	1955	0	5649	25266
府中	(団体数) 人員	123	37	212	88	0	12	102	574	9	15	7	16	5	52	12	0	638	16	19	85	63	0	3	840	1026	0	1	1	0	0	2	2	20	1050	1688
	人員	6107	780	6479	1877	0	947	1695	17885	577	567	514	1115	326	3099	401	0	21385	1007	168	1462	859	0	48	5822	9366	14	33	39	31	0	117	128	122	9733	31118
合計	(団体数) 人員	417	198	590	337	26	34	311	1913	36	52	35	57	48	228	64	0	2205	42	29	121	122	1	9	1317	1641	0	5	109	2	1	117	43	20	1821	4026
	人員	18625	3727	19440	7949	728	1963	5452	57884	1832	2253	1307	2487	1936	9815	2234	0	69933	3520	441	2617	2549	153	160	10355	19795	95	244	1813	73	69	2294	3760	122	25971	95904
	構成比	27%	5.3%	27.8%	11.4%	1.0%	2.8%	7.8%		2.6%	3.2%	1.9%	3.6%	2.8%		3.2%	0.0%	100.0%	14%	1.7%	10%	9.8%	0.6%	0.6%	39.9%		0.4%	0.9%	7.0%	0.3%	0.3%		14.5%	0.5%	100.0%	